

**始良市男女共同参画基本計画  
平成27年度事業  
実施状況報告書**

**始良市市民生活部男女共同参画課  
男女共同参画係**

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。	男女共同参画課	1. 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） 2. 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 3. メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） 4. 職員研修（2回） 5. 出前講座（デートDV防止講座 3校）（社会教育学級 4回）（議会 1回）（教職員 1校）（事業所 1ヶ所）（保育協議会）	・多様な方に受講できる環境を整えることができた（託児） ・新規の参加者や男性の参加者への呼びかけの工夫が必要	① 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） ② 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 ③ メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） ④ 職員研修（2回） ⑤ 出前講座（デートDV防止講座中3全校）（事業所・地域）	-	A	A	A
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	地域において男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識が醸成されるよう、自治会や家庭教育学級、職場等誰もが参加しやすい住民の身近な場所で開催します。	男女共同参画課	1. 男女共同参画職員研修（年2回実施） 2. 男女共同参画出前講座 始良地区保育協議会職員研修 ・市議会議員へメディア・リテラシー講座 ・教職員へのメディア・リテラシー講座 ・社会教育学級での啓発講座	・職員研修を総務課と共同で開催し、多くの参加があった。 ・出前講座や推進講座の周知の方法を検討する必要がある。	・地域における出前講座の実施	A	A	A	A
3	学校教育・社会教育担当職員への研修	教育行政に携わる職員が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう男女共同参画に関する研修等を行い、意識の啓発に努めます。	学校教育課	1. 県人権教育指導者育成研修会への参加（1回） 2. 県および研究団体の主催する人権教育関係研究会等への参加（それぞれ1名は参加）	・行政職員として下記の研修会に参加し、資質向上に努めた。 ①人権教育指導者育成研修会（1名） ②人権社会確立全九州研究集会（1名） ③部落解放・人権西日本夏期講座（5名） ④課題別研究会「地域とつながる人権教育」（1名） ⑤県人権同和教育基礎講座（1名）	・行政職員として下記の研修会に参加し、資質向上に努める。 ①人権社会確立第36回全九州研究集会（1名） ②県人権同和教育基礎講座（1名） ③課題別研修会「進路保障」（2名） ④課題別研究会「地域とつながる人権教育」（1名） ⑤部落開放第30回県研究集会（1名）	A	A	A	A
			社会教育課	1. 社会教育事業調整会議…年5回（4月、6月、9月、12月、3月） 2. 指導員研修会…年3回（4月、9月、3月）	・職員・指導員が男女共同参画に対して共通の意識を持ち、職務の遂行ができるように配慮している。	今後とも、社会教育事業調整会議、指導員研修会の機会に意図的・計画的な意識啓発を進める。	B	A		
4	校長・教頭会等を活用した男女共同参画概念の周知	学校長等、教育の場における管理職が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修会等の取り組みを促進します。	学校教育課	1. 校長研修会の推進 2. 教頭研修会の推進	・危機管理能力の向上、教職員の服務指導など、学校経営の多岐にわたる課題に関する研修を深めた。男女共同参画という視点では、全ての教職員が経営の参画意識を持ち、主体的に取り組むことと、服務規律の厳正確保（セクシュアル・ハラスメントの禁止を含む）の指導を進めた。	1 年7回の校長研修会 ・学校経営グランドデザインの作成 ・教職員の資質向上を図る指導の徹底（セクシュアル・ハラスメント、体罰等の禁止などの服務指導含む） ・始良市子育て基本条例の具現化を図る取組の推進（家庭の役割と責任など、家庭との連携） 2 年8回の教頭研修会 ・授業指導力を高める実践的研修	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
5	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	男女共同参画意識の涵養を図るために教職員、幼稚園教諭、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修を実施します。	男女共同参画課	1. 始良地区保育協議会職員研修出前講座（保育所職員 80名参加） 2. 始良市内の小学校教諭を対象としたメディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画視点の必要性について啓発した（40名参加）	・子どもの人権意識に大きく関わる教諭及び保育士の男女共同参画の視点の必要性を学ぶ機会を提供できた。 ・各学校、幼稚園、保育園等で保護者向けの講座実施の啓発。	・各学校において教職員を対象とした啓発講座の開催	A	A	A	A
			子育て支援課	平成27年6月に、始良市保育協議会による職員研修会で「子どもの人権について」の講演会が開催された。 また、平成27年7月に園内研修で、DVD「虐待から子どもを守る」及び「職場のモラルハラスメント」による人権啓発を行った。	人権問題について、職員の理解を深めることができた。今後も研修を継続し、意識づけることが必要。	平成28年6月 始良市保育協議会職員研修講演会「子どもの人権について」 平成28年7月頃 園内研修において、人権啓発DVDによる取組予定	B	B		
			学校教育課	1. 教職員の人権意識の高揚と資質向上を目指した校内研修の実施 2. 男女共同参画に関わる講座や事業の参加呼びかけ 3. 県人権・同和教育研究大会への参加促進	人権教育については、各学校で年3回以上の研修を行い、男女平等、女性の保護等も含めた幅広い内容で人権に関する意識を高め、実践できるよう資質向上に努めている。	1 知的理解を深め、人権感覚を高めるため研修の推進（参加型学習） 2 県人権・同和教育研究大会への参加（教職員22人） 3 各校年間3回以上の人権教育の校内研修の推進	A	A		

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
6	人権教育・学習の推進	始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女平等などの人権教育を進めます。	男女共同参画課	1. 「人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、事業を展開。 2. 市内3小学校において「人権の花」運動を実施し、人権の花ひまわりを栽培することで、人権尊重意識を育てる。 3. 人権週間 ポスター掲示、広報誌掲載等による人権啓発活動（平成27年12月4日から10日） 4. 人権教室 人権擁護委員による児童への人権教室開催（市内6小学校） 5. 人権フェスタ（人権啓発講演会など）・人権作文フォーラム（人権作文コンテスト表彰式及び朗読会）の開催 6. 特設人権相談（人権擁護委員による人権問題に関する相談）加治木地区7回・始良地区8回・蒲生地区5回 7. 男女共同参画職員研修 全職員を対象として、男女共同参画の視点をふまえた人権研修の実施（2回開催）	・人権研修は実施されているが、男女共同参画の視点に立った人権研修が必要である。 ・全職員が受講可能な開催日等の検討	・男女共同参画の視点に立った人権研修会の実施	A	A	A	A
			学校教育課	1. 各学校の人権教育推進体制の確立 2. 教職員の人権意識の高揚と資質向上 3. 児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善	人権教育については、各学校で年3回以上の研修を行い、男女平等、女性の保護等も含めた幅広い内容で人権に関する意識を高め、実践できるように資質向上に努めている。	1 各学校が実施する人権教育の校内研修における指導・助言 2 県人権・同和教育研究大会への参加（22名）	A	A		
			社会教育課	あらゆる学習機会における人権教育・人権学習の機会を設定する。 （各種学級・講座・学習において年1回以上）	・概ね各種学級・講座・学習の年間計画に位置付け、実施することができた。	・今後も各種学級・講座・学習の機会に、人権教育・人権学習に係る内容を年1回は設定する。	B	A		
7	人権・男女共同参画に関する授業の取り組みに関する支援	学習指導要領に基づき、家族の一員として役割を果たし家族を築くことの重要性などについて理解を深める学習を実施するに当たり資料・情報の提供を行います。	学校教育課	1. 道徳教育の充実 「友情・信頼・思いやり」「男女の協力」「家族愛」などの道徳的価値を自覚する取組の推進 2. 特別活動における学級活動の充実 ・学級の係活動をとおして協力して学級をよりよくすることについての体験的理解 ・クラス全員で遊ぶ日の設定など、男女の信頼関係を形成する取組の推進	モラリティ・インクルージメント推進事業（学校・家庭・地域の協働による児童生徒の道徳性向上を図る事業）などの各企画・研修会を実施する中で、男女平等を人権課題の一つとして捉え、人権教育を進める上でその重要性を鑑み、あらゆる教育の場で前提として進めている。	1 各小・中学校における道徳教育の充実 ・「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」における道徳授業の公開 ・モラリティ・インクルージメント推進事業に係る道徳教育研究推進校の事例発表会（加治木小） 2 学級経営研修会の実施 ・個を大切に学級経営に関する実践事例発表並びに協議、大学教授による講演	A	A	A	A
8	幼児教育・学校教育等における人権教育への男女共同参画の視点の導入	子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むため、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」への理解を深めて行います。	学校教育課	1. 各学校の人権教育推進体制の確立 2. 教職員の人権意識の高揚と資質向上 3. 児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善	・男女平等を人権課題の一つとして捉え、人権教育を進める上でその重要性を鑑み、あらゆる教育の場で前提として進めている。 ・教職員の研修においても、人権教育を年3回以上取り上げ、男女平等も含めあらゆる人権問題について学習の場を設けている。	1 各校が実施する人権教育の校内研修における指導・助言 2 県人権・同和教育研究大会への参加（教職員22名）	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
9	生涯学習・社会教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、生涯学習・社会教育の講座において、男女共同参画についての学習機会の提供を行います。	社会教育課	・家庭教育学級における人権教育学習の推進…年1回以上 ・女性学級「あやめ学級」における人権教育学習の推進…年1回 ・高齢者学級「ゆずり葉学級」における人権教育学習の推進…年1回	対象校・園及び学級すべてにおいて年間実施計画の中に位置付け、実施することができた。	これまで同様、家庭教育学級・成人学級等で人権教育に関するカリキュラムを年間最低1回は開講できるよう配慮する。	B	A	B	A
10	市職員研修の実施	住民生活に係る施策の立案から実施を行う市職員の男女共同参画意識は、その施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすため、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施します。	総務課	各階層ごとの研修（新規採用職員、新任役職研修など）のプログラムの中の1つとして組み込まれている。性差による職員能力の差はなく、等しく研修による能力開発が行われている。			B	A	A	A
11	各種相談員研修の実施	相談にあたる各種相談員に対して、人権尊重の理念の深化のための男女共同参画概念の浸透を図るため、研修の機会の充実を図ります。その実施に当たっては、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」についての確かな理解に基づくものであるよう配慮します。	男女共同参画課	・県主催の相談業務研修会に参加 ・DV被害者を支援する相談員等のスキルアップ研修会、相談員業務研修会に参加 ・県のアドバイザー派遣事業を利用し、相談員のスーパーバイズの研修を実施	・相談を受ける相談員が二次被害を出さないためのスキルアップが必要である。 ・研修会に参加することにより、相談員のスキルアップが図られ、相談者に寄った支援ができた。	・関係各課で相談に対応する職員が二次被害を出さないための、スキルアップ研修が必要	-	A	A	A
			保険年金課	該当事業なし			-	-		
			健康増進課	該当事業なし		事業予定なし	-	-		
			消防警防課	女性消防団 平成23年5月18日に女性消防団を結成し、女性視線で防災・防火に取り組んでいる。 ・年2回の全大会で活動内容を決定。 ・高齢者の一人暮らし宅を訪問して住宅火災警報器や、始救キットの設置促進 ・学童や、始良市の催しに参加し、防災・防火指導 ・消防操法訓練	女性での一人暮らしの高齢者宅訪問なことから、居留守等の訪問拒否が減った。また、IQキットの普及増が図られている。 平成29年に女性消防団の消防ポンプ操法が実施されますが、女性消防団用の小型ポンプ等の資機材が未整備である。	女性消防団の小型ポンプ整備 今年度事業の継続	-	B		
12	保護者・PTA等への情報提供等の支援	保育所・幼稚園・学校等における保護者会・PTA等を活用し、男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに、研修の実施を働きかけるなど、子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進します。	子育て支援課	保育所等にポスターを掲示し、男女共同参画講座等のお知らせや人権啓発について情報提供を行った。		ポスター掲示に加え、保護者会等の実施時に、男女共同参画講座等のお知らせや広報紙の配布など情報提供を行う。	B	B	A	A
			社会教育課	・市PTA連絡協議会重点実践事項における「始良市子育て手帳の活用」の設定 ・市PTA連絡協議会総会における情報提供（年1回） ・市PTA連絡協議会理事会における情報提供（年3回）	・人権教育推進の視点に立った男女共同参画意識の高揚は、まず家庭から始まることを意識させ、啓発に努めた。	・次年度も、今年度同様に設定できるようにする。	C	A		

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
13	女性団体等への情報提供等の支援	女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、情報提供や研修等への参加を働きかけます。	男女共同参画課	・市報等で研修会の情報提供を行った、また、団体へ個別に出前講座の開催依頼を行った	・各種女性団体との連携が必要 ・各種女性団体の活動内容の確認とスケジュールの把握を行う	・各種女性団体への男女共同参画出前の実施	A	A	A	A
			社会教育課	・市女性団体連絡会理事会開催時における情報提供…年5回 ・市女性のつどい（年1回）開催に対する助言・支援	・参加者の確保に努める必要がある。 ・本年度も、これまで同様に参加を募り促していく。	B	A			
14	事業所等への情報提供等の支援	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図ります。また、男女雇用機会均等法等関係法令の遵守に向けた情報提供を行います。	商工観光課	・企業訪問の際、女性従業員の労働環境等の情報を収集し、職場改善の支援策の案内を行った。	情報の提供を行い啓発はできたが、その後の取り組みについては事業所等の判断となる。	継続して実施する。	-	A	A	A
			男女共同参画課	・介護老人保健施設「ろうけん始良」において、男女共同参画の出前講座を実施（70名参加）	・男女共同参画社会についての啓発ができ、実施した事業所において職場環境の改善がされたとの報告があった	・事業所における男女共同参画出前講座の実施を継続して行う。	A	A		
15	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯を見通した総合的なキャリア教育を進めます。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について理解の促進を図ります。	男女共同参画課	・市報において「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の啓発を行った		・市報において「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の啓発を行う	A	A	A	A
			学校教育課	1 各小・中学校におけるキャリア教育の推進 ・職場見学、職場体験学習の推進 ・事業所等からの講師招聘によるキャリア教育に係る出前授業の実施 ・キャリア教育の充実に向けた教職員の資質向上を図るキャリア教育担当者研修会の実施（年2回） 2 地域が育むキャリア教育推進協議会の開催（年2回） ・基礎的・汎用的能力の育成（人間関係形成・社会形成能力）（自己理解・自己管理能力）（課題対応能力）（キャリアプランニング能力）	キャリア教育推進にあたっては、男女の区別なく将来の社会的・職業的自立に向けて取組を進めており、そのことは結果的に男女共同参画の視点に立った取組の推進につながっていると考えている。	地域が育むキャリア教育推進協議会の開催（年2回）の実施している。	B	A		
16	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	メディアが提示する固定的なイメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発を行います。	男女共同参画課	・始良市内5校の中学1年生を対象に、メディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画についての正しい理解を深めた。 ・始良市市議会議員を対象とした、メディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画についての啓発を行った。	・男女共同参画社会についての啓発ができた。	・中学1年生を対象としたメディア・リテラシー講座の実施 ・保護者を対象とした、メディア・リテラシー講座の実施	A	A	A	A
17	経済的自立に向けた若年期におけるライフプランニングに関する広報・啓発の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに経済的に自立していくことの重要性について伝え、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるよう若い世代に向けた研修会等の広報・啓発を進めます。	男女共同参画課	・男女共同参画推進講座において、「ライフプランニング」についての講座を1回実施した	・男女共同参画推進講座において、新規の受講者が多く参加された。	・継続した講座の実施を検討	-	A	未	A

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
18	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、若年期からの社会感覚を磨き納税意識を高められるよう、内容の充実を図ります。	税務課	始良市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、税に対する理解を醸成するため、各学校で出前講座を実施した。 実施状況は、次のとおりである。 小学校 中学校 (加治木地区) 一校 一校 (始良地区) 6校 1校 (蒲生地区) 1校 一校 合 計 一校 一校	租税と言う社会的責務の基礎的な部分について、学ぶことができた。	始良市内の小学校の児童・生徒を対象に税に対する理解を醸成するため、各学校と連携して租税教育出前講座を予定している。(小学校9校)	B	B	B	B
19	男女共同参画社会についての情報提供の充実	住民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県・市の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、市のあらゆる媒体を活用して発信するとともに、市が行うあらゆる講座、講演会、イベント等において、国・県等が作成したリーフレット等を配布します。	男女共同参画課	1 鹿児島県男女共同参画基礎講座の周知、啓発 2 男女共同参画出前講座等での関係資料の配布 3 市報あいらへの男女共同参画に関する記事の掲載「男女共同参画の視点」毎月掲載 4 男女共同参画に関するリーフレットやポスター等の掲示	・事業所等への男女共同参画に関する情報提供のあり方を検討 ・学校等での出前講座の実施	1 鹿児島県男女共同参画基礎講座の周知、啓発 2 男女共同参画出前講座等での関係資料の配布 3 市報あいらへの男女共同参画に関する記事の掲載「男女共同参画の視点」毎月掲載 4 男女共同参画に関するリーフレットやポスター等の掲示	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
20	各種講座・事業等の開催日時の配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業等に参加しやすいよう配慮します。	男女共同参画課	・男女共同参画推進講座を土曜日に開催し、託児を計画して、子育て世代の方が参加しやすい環境を整えた	・男女共同参画推進講座の開催時間について、検討が必要	・男女共同参画推進講座（3回）実施	-	A	A	A
			保険年金課	各種教室の開催状況 ①ゆっくり水中運動教室 （12回開催 受講者延べ230人・内女性188人 81.7%） ②チャレンジスリム教室 （24回開催 受講者延べ307人・内女性283人 92.2%） ③なるほど健康塾 （6回開催 受講者延べ147人・内女性125人 85.0%） ④お試し健康セミナー （2回開催 受講者延べ37人・内女性34人 91.9%） ⑤お口の健康セミナー （1回開催 受講者延べ12人・内女性11人 91.7%）			-	A		
			健康増進課	・健康教育の実施 ・出前講座「季節ごとの健康管理」「栄養講座」「口腔ケア」など（47回/1,407人） ・ロコモティブシンドローム講座（6回/132人）	健康づくりに関する情報を幅広い年齢層に提供し、意識高揚を図ることができた。	継続実施	-	A		
			社会教育課	・各種講座・事業等の企画段階において、参加しやすさへの配慮に対する情報共有と共通理解の機会を設定する。	・出された要望等については、適宜改善を加えられるようにしていく。	・次年度も、今年度同様に設定できるようにしていく。	-	A		



【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
21	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て中の方が、市が主催する講座や会議などに参加しやすいよう一時保育の実施について体制の整備を図ります。	総務課	職員採用試験の受験会場で、受験生のための一時預かりサービスを設けることとしている。	毎年一時預かりのサービスを準備しているが、これまで利用実績がない。	今後も一時預かりサービスは、募集要項に記載していく。	-	A	A	A
			男女共同参画課	・男女共同参画推進講座等において、託児を実施	・男女共同参画講座等において、託児の利用があり、多様な立場の方の参加に繋がった。	・男女共同参画講座において、託児を設置する。	-	A		
			保険年金課	該当事業なし			-			
			健康増進課	女性検診時に託児サービスを設けた。(利用実績：12回/156人)	託児サービス利用者には好評を得ているが、今後の利用率向上に向けての周知徹底が必要である。	継続実施	-	A		
			社会教育課	公民館短期講座「えがおで子育て」計4回 開設場所：加治木保健センター ①平成27年9月4日 10:00～11:30 ベビーとママの体操(親子でスキンシップ) ②平成27年9月11日 10:00～11:30 絵本の読み聞かせ・わらべうたで遊ぼう ③平成27年10月9日 10:00～11:30 産後のママの健康管理「からだと心と性のリズム」 ④平成27年10月16日 10:00～11:30 親子で楽しむ音楽会(弦楽四重奏)	・参加した親子のコミュニケーション促進や参加者相互の交流を図ることができた。	・短期講座だけでなく、年間講座においても一時保育の実施を行う予定である。	-	A		
図書館	1 図書館行事の講演会など一部行事において、一時保育(託児)を実施(3回) 講演会(1人) 読み聞かせ講座(10人) 夏休みおはなし会(4人) 合計15人	・講座の受講者が増加した。 ・一時保育の実施が必要と思われるすべての行事で実施できるよう予算措置を行なう必要がある。	図書館行事の講演会、読み聞かせ講座、夏休み図書館講座等での一時保育実施	-	A					
22	広報誌への男女共同参画に関するコラムの掲載	男女共同参画についての理解を深めるため、広報誌に男女共同参画に関するコラムを掲載します。その際、住民に関心のあるテーマとなるよう、関係各課と連携した取り組みを進めます。	男女共同参画課	・市報「あいら」へ男女共同参画に関する記事の掲載『男女共同参画の視点』のコーナーへ毎月掲載	・男女共同参画についての理解の深化を図る必要がある。	・市報「あいら」へ男女共同参画に関する記事の掲載『男女共同参画の視点』のコーナーへ毎月掲載	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
23	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	男女共同参画課	・男女共同参画週間等、図書館に関連図書コーナーを設置し、広く周知を行った	・各図書館への男女共同参画関係図書の収集依頼を行う	・国及び県の男女共同参画週間に連携した男女共同参画図書コーナーの設置。	A	A	A	A
			図書館	1 男女共同参画係と連携し、国・県の推進習慣に合わせて、ポスター・パネル・図書資料の展示 2 市報や図書館だよりで、関連本の新着情報を掲載 3 子育て支援コーナーの常設による情報発信	・特設やコーナーの設置により、興味関心を持つことにつながっている。	・男女共同参画係と連携し、国・県の推進習慣に合わせて、ポスター・図書資料の展示 ・市報や図書館だよりで、関連本の新着情報を掲載 ・子育て支援コーナーの常設による情報発信	-	A		
24	女性差別撤廃条約等の周知	女性差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い国際的な法令や条約等について、市職員をはじめとする公職に携わる人に対して理解の促進を図るとともに、住民に対するわかりやすい周知に配慮します。	男女共同参画課	・県男女共同参画基礎講座において、関連の深い国際的な法令や条約等について学んだ	・職員への研修参加を呼びかけると共に、多くの職員が参加できる日程調整が必要	・職員研修実施	A	A	A	A
25	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮し、市職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動ができるよう内閣府が発行する「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した研修を行います。	秘書広報課	広報紙に「男女共同参画」コーナーを設け、啓発活動に努めた。 年12回発行		引き続き広報紙に男女参画コーナーを設け、啓発活動に努めていく。	B	A	A	A
			男女共同参画課	・秘書広報課により「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した広報活動を実施		・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した職員研修を検討	A	B		
女共同参画推進委員会評価コメント（昨年度）		○各小中学校では、特別活動（集会活動・学級会活動・係活動・生徒会活動 等）で、男女が協力しあって活動することの重要性について指導を重ねている。 ○保健体育課の保健の指導では、男女の性の違いについて認知させ、お互いを尊重し合う指導を重ねている。 ○男性も参加しやすい講座の内容の検討をお願いしたい。								
男女共同参画推進委員会評価コメント		・子どもの人権意識に大きく関わる教諭及び保育士の男女共同参画の視点の必要性を学ぶ機会を提供できた。 ・各学校において教職員を対象とした啓発講座の開催の実施に努めてほしい。 ・講座への新規の参加者や男性の参加者への呼びかけを工夫してほしい。 ・小学生を対象とした講座については、県主催の事業を利用できないか検討中である。 ・民間企業については、これまでの広報誌やホームページ等での啓発に加え、事業所で出前講座を開催したが、より一層意識啓発を図ってほしい。								
男女共同参画審議会評価コメント										

【重点的に取り組むこと】 2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
26	男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす慣習等の調査を行い、職場・家庭・地域等さまざまな場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立でない影響を及ぼすものについて見直しを呼び掛けます。	男女共同参画課	・男女共同参画の出前講座や推進講座等、受講者にアンケート調査はおこなっているが、全体的な調査は行っていない。		・平成29年度男女共同参画基本計画の見直しの際、アンケート調査等を実施予定	-	C	未	C
1再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。	男女共同参画課	1. 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） 2. 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 3. メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） 4. 職員研修（2回） 5. 出前講座（デートDV防止講座 3校）（社会教育学級 4回）（議会 1回）（教職員 1校）（事業所 1ヶ所）（保育協議会）	・多様な方に受講できる環境を整えることができた（託児） ・新規の参加者や男性の参加者への呼びかけの工夫が必要	① 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） ② 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 ③ メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） ④ 職員研修（2回） ⑤ 出前講座（デートDV防止講座中3全校）（事業所・地域）	-	A	A	A
2再掲	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	地域において男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識が醸成されるよう、自治会や家庭教育学級、職場等誰もが参加しやすい住民の身近な場所で開催します。	男女共同参画課	1. 男女共同参画職員研修（年2回実施） 2. 男女共同参画出前講座 始良地区保育協議会職員研修・市議会議員へメディア・リテラシー講座 ・教職員へのメディア・リテラシー講座 ・社会教育学級での啓発講座	・職員研修を総務課と共同で開催し、多くの参加があった。 ・出前講座や推進講座の周知の方法を検討する必要がある。	・地域における出前講座の実施	A	A	A	A
9再掲	生涯学習・社会教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、生涯学習・社会教育の講座において、男女共同参画についての学習機会の提供を行います。	社会教育課	・家庭教育学級における人権教育学習の推進…年1回以上 ・女性学級「あやめ学級」における人権教育学習の推進…年1回 ・高齢者学級「ゆずり葉学級」における人権教育学習の推進…年1回	対象校・園及び学級すべてにおいて年間実施計画の中に位置付け、実施することができた。	これまで同様、家庭教育学級・成人学級等で人権教育に関するカリキュラムを年間最低1回は開講できるよう配慮する。	B	A	B	A
10再掲	市職員研修の実施	住民生活に係る施策の立案から実施を行う市職員の男女共同参画意識は、その施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすため、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施します。	総務課	各階層ごとの研修（新規採用職員、新任役職研修など）のプログラムの中の1つとして組み込まれている。性差による職員能力の差はなく、等しく研修による能力開発が行われている。			B	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
16再掲	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	メディアが提示する固定的なイメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発を行います。	男女共同参画課	・始良市内5校の中学1年生を対象に、メディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画についての正しい理解を深めた。 ・始良市市議会で議員を対象とした、メディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画についての啓発を行った。	・男女共同参画社会についての啓発ができた。	・中学1年生を対象としたメディア・リテラシー講座の実施 ・保護者を対象とした、メディア・リテラシー講座の実施	A	A	A	A
19再掲	男女共同参画社会についての情報提供の充実	住民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県・市の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、市のあらゆる媒体を活用して発信するとともに、市が行うあらゆる講座、講演会、イベント等において、国・県等が作成したリーフレット等を配布します。	男女共同参画課	1 鹿児島県男女共同参画基礎講座の周知、啓発 2 男女共同参画出前講座等での関係資料の配布 3 市報あいらへの男女共同参画に関する記事の掲載「男女共同参画の視点」毎月掲載 4 男女共同参画に関するリーフレットやポスター等の掲示	・事業所等への男女共同参画に関する情報提供のあり方を検討 ・学校等での出前講座の実施	1 鹿児島県男女共同参画基礎講座の周知、啓発 2 男女共同参画出前講座等での関係資料の配布 3 市報あいらへの男女共同参画に関する記事の掲載「男女共同参画の視点」毎月掲載 4 男女共同参画に関するリーフレットやポスター等の掲示	A	A	A	A
27	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	性別による固定的性別役割分担意識をかえることにより、男女が共に家庭責任を果たすための料理教室等の学習機会の情報を提供します。その際、子どもや男性の家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を行います。	健康増進課	市食生活改善推進員協議会自主活動…男性料理教室（1回開催・7人参加）	男女が共に分担して家庭責任を果たすという意識向上が図られた。	市食生活改善推進員協議会の自主活動「男性料理教室」を年2回開催予定している。	A	A	A	A
			社会教育課	・公民館講座「旬菜料理」の開設 期間：平成27年6月～平成28年2月（9回） 場所：加治木福祉センター 参加：一般男性（10人）	・より一層の受講者増へ啓発を図りたい。	・次年度も、これまで同様の趣旨で実施し、家庭生活の役割分担に関する啓発を図る。	B	A		
28	職場における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因となる職場における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	商工観光課				-		B	A
			男女共同参画課	・男女共同参画職員研修を実施し、男女共同参画についての理解を深めた ・市報「あいら」に男女共同参画の視点を毎月掲載し、啓発を行った	・職員研修において、多くの職員が参加できるよう日程の調整が必要	・男女共同参画職員研修を実施し、男女共同参画についての理解を深めた ・市報「あいら」に男女共同参画の視点を毎月掲載し、啓発を行った	A	A		
29	学校運営における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	学校運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	学校教育課	1 校長研修会における啓発 2 教頭研修会における啓発	1 学校経営グランドデザインに基づく全教職員による経営参画（校務分掌の機能化）の推進 2 教職員一人一人の報告・連絡・相談に対する受け止め	1 校長研修会における啓発 2 教頭研修会における啓発	A	A	A	A
30	地域運営における慣行の見直し	地域は、家族とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、自治公民館等の運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	地域政策課	自治会長等便利帳で、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促した。		自治会長等便利帳で、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	-	B	未	B

【重点的に取り組むこと】 2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
31	行事やイベント等における慣行の見直し	行事・イベント等における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	男女共同参画課	・男女共同参画出前講座や推進講座開催時に、固定的な性別役割分担意識についての見直しについての内容を盛り込んでいる。	広く市民への啓発活動に努める。	・各種行事やイベント等の日程を把握し、地域等への啓発に努める。		B	未	B
25再掲	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮し、市職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動ができるよう内閣府が発行する「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した研修を行います。	秘書広報課	広報紙に「男女共同参画」コーナーを設け、啓発活動に努めた。 年12回発行		引き続き広報紙に男女参画コーナーを設け、啓発活動に努めていく。	B	A	A	A
			男女共同参画課	・秘書広報課により「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した広報活動を実施		・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した職員研修を検討	A	B		
32	個性を大切にす進路指導の充実	児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるようキャリア教育を含む進路指導を行います。その際、男子向け、女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択がされるよう、教職員対象の研修の実施や情報の提供に努めます。	学校教育課	1 進路指導・キャリア教育の充実 ・望ましい勤労観や職業観などの価値観形成を図る系統的なキャリア教育の推進 (小学校からの一貫したキャリア教育) ・児童生徒の適性を生かした進路指導の充実	・基礎的・汎用的能力を育むために「キャリア教育推進協議会」をとおして、小学生の職場見学や中学生の職場体験学習が効果的に進められるように環境づくりを進めた。また、市教科等部会の中にキャリア教育部会を設け、小中学校の連携の下、キャリア教育の推進を図った。	① 地域が育むキャリア教育推進事業 ② 進路指導計画等の改善 ③ 進路指導主任等研修会 ④ キャリア教育推進協議会 ⑤ 小学生の職場見学学習 ⑥ 中学生の職場体験学習（幟旗を作成し、市民に職場体験実施について啓発を行った）	B	B	A	B
33	自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている自治会運営に関する慣行の見直しを行うため、女性が参画することの意義や男女共同参画社会の形成と人権尊重の視点から捉えなおす地域コミュニティづくりについての先進地域の事例等の情報を積極的に提供し、自治会役員等を対象とした男女共同参画社会についての研修を実施します。また女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワメントを支援します。	地域政策課	自治会長等便利帳で、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促した。		自治会長等便利帳で、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	-	B	C	B
34	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている、各種団体の運営に関する見直しを行うため、所管する団体の会合等の機会を捉えて女性の参画が促進されるよう適切なアドバイスと情報提供を行います。また、女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワメントを支援します。	男女共同参画課	・自治会の役員会で、地域推進員が始良市の男女共同参画基本計画について周知、啓発を行った	・自治会の役員会で、男女共同参画基本計画の概要版を配布し周知、啓発を行った	・自治会において、男女共同参画の出前講座の実施を検討	A	A	B	A
			社会教育課	・市女性団体連絡会総会・理事会等を通じた運営への支援 ・市生活学校運動連絡会評議員会を通じた運営への支援	・成人一般の意識改善への継続した努力が必要であると感じる。	・これまで同様、市女性団体連絡会・生活学校運動連絡会に呼びかけ、意識の啓発を図っていく。	B	A		

【重点的に取り組むこと】 2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた 次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
	男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）	○自治会運営等に関して女性の参画拡大の重要性について、地域での研修会を開催し、男女共同参画社会の形成に努められたい。								
	男女共同参画推進委員会 評価コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女が共に分担して家庭責任を果たすという意識向上が図られた。</li> <li>・男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の実施について、さらなる啓発をお願いしたい。</li> <li>・自治会への男女共同参画の推進については、さらなる取り組みの強化をお願いしたい。</li> </ul>								
	男女共同参画審議会 評価コメント									

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
6再掲	人権教育・学習の推進	始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女平等などの人権教育を進めます。	男女共同参画課	1. 「人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、事業を展開。 2. 市内3小学校において「人権の花」運動を実施し、人権の花ひまわりを栽培することで、人権尊重意識を育てる。 3. 人権週間 ポスター掲示、広報誌掲載等による人権啓発活動（平成27年12月4日から10日） 4. 人権教室 人権擁護委員による児童への人権教室開催（市内6小学校） 5. 人権フェスタ（人権啓発講演会など）・人権作文フォーラム（人権作文コンテスト表彰式及び朗読会）の開催 6. 特設人権相談（人権擁護委員による人権問題に関する相談）加治木地区7回・始良地区8回・蒲生地区5回 7. 男女共同参画職員研修 全職員を対象として、男女共同参画の視点をふまえた人権研修の実施（2回開催）	・人権研修は実施されているが、男女共同参画の視点に立った人権研修が必要である。 ・全職員が受講可能な開催日等の検討	・男女共同参画の視点に立った人権研修会の実施	A	A	A	A
			学校教育課	1. 各学校の人権教育推進体制の確立 2. 教職員の人権意識の高揚と資質向上 3. 児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善	人権教育については、各学校で年3回以上の研修を行い、男女平等、女性の保護も含めた幅広い内容で人権に関する意識を高め、実践できるように資質向上に努めている。	1 各学校が実施する人権教育の校内研修における指導・助言 2 県人権・同和教育研究大会への参加（22名）	A	A		
			社会教育課	あらゆる学習機会における人権教育・人権学習の機会を設定する。 （各種学級・講座・学習において年1回以上）	・概ね各種学級・講座・学習の年間計画に位置付け、実施することができた。	・今後も各種学級・講座・学習の機会に、人権教育・人権学習に係る内容を年1回は設定する。	B	A		
1再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。	男女共同参画課	1. 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） 2. 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催 年3回）の周知・啓発 3. メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） 4. 職員研修（2回） 5. 出前講座（デートDV防止講座 3校）（社会教育学級 4回）（議会 1回）（教職員 1校）（事業所 1ヶ所）（保育協議会）	・多様な方に受講できる環境を整えることができた（託児） ・新規の参加者や男性の参加者への呼びかけの工夫が必要	① 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） ② 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催 年3回）の周知・啓発 ③ メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） ④ 職員研修（2回） ⑤ 出前講座（デートDV防止講座中3全校）（事業所・地域）	-	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
35	法教育の推進	日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し、問題解決の力量形成が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や市ホームページ等を活用して法律に関するコラムを設ける等、法教育を進めます。	男女共同参画課	夫からのDVは女性に対する人権侵害であること、根絶すべきであることを広報誌等で啓発している。	DV被害者が広報誌等を見て、相談につながるケースがあった。	・情報収集につとめ、広報誌やホームページ等での掲載を検討	-	B	未	B
36	「人権週間」における広報・啓発	広報誌や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。	男女共同参画課	○ホームページやグループウェアに人権に関する情報を掲載。 ○国・県から配布されたポスター・パンフレットの掲示。		○継続して実施	-	-	未	A
37	地域における学習機会の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、公民館講座等での啓発活動に努めます。	男女共同参画課	・男女共同参画出前講座時に関係資料等を配布し、啓発活動を行った	・男女共同参画出前講座時に関係資料等を配布し、啓発活動を行った	・地域において、配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、いかなる暴力も許さないという認識を徹底させる。	A	A	A	A
38	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報誌や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの住民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます	男女共同参画課	・女性の人権ホットライン強化週間の啓発（11月12日～11月18日） ・女性のための法律110番の広報啓発 ・「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）市報による啓発、ポスター掲示 ・パープルリボンを庁舎、図書館に展示し、啓発に努めた	・あらゆる団体等に啓発を行うため、関係各課との連携を図る。	・女性の人権ホットライン強化週間の啓発（11月12日～11月18日） ・女性のための法律110番の広報啓発 ・「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）市報による啓発、ポスター掲示 ・パープルリボンを庁舎、図書館に展示し、啓発に努めた	A	A	A	A
39	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。	男女共同参画課	・県のアドバイザー派遣事業により、配偶者等からの暴力による相談業務に対応する関係課の職員研修を行った	・職員が研修を受講することにより、二次被害を防ぐ	・関係部署の職員研修の開催を検討	-	A	未	A
40	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努めます。	男女共同参画課	・県男女共同参画センターが主催する講演会等を市広報誌により広く情報提供した	・配偶者等からの暴力に対する正しい理解のための啓発が必要である。	・県男女共同参画センターが主催する講座等の情報提供。 ・近隣市町村における講演会や研修会等の状況提供。	A	A	A	A
41	各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど啓発活動を進めます。	男女共同参画課	・出前講座時に、リーフレットを配布し、啓発活動を行った	・女性相談のリーフレットをやカードを配布し、相談に繋がった。	・出前講座時に、リーフレットを配布し、啓発活動を行う	A	A	A	A



【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
42	書籍やビデオ等関連情報の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。	社会教育課	・ 始良伊佐地域青少年育成推進協議会との連携 →毎月1回、青少年育成推進員との情報交換 →市青少年育成市民会議環境部会における情報提供	・ 情報共有の機会をより多く設定できるようにしたい。	・ 次年度も、今年度同様に設定できるようにしていく。	C	A	B	A
			図書館	1 視聴覚ライブラリー資料常設展示の中に関連資料を配架し、だれでも目に触れるようにし周知に努めた。 2 視聴覚ライブラリー資料の紹介を各小中学校に配布し、利用促進に努めた。 3 関連図書の資料収集を行った。	・ 視聴覚教材の充実と利用の促進を図る必要がある。	・ DVD媒体資料の充実を図る。 ・ 所蔵資料や県ライブラリー資料の貸出制度の案内を行なう。	B	A		
43	啓発用リーフレットの活用	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布します。	男女共同参画課	・ 市、県が作成した「女性相談のしおり」を女性のトイレ等に置き、周知をはかった ・ また、出前講座等で、「女性相談のしおり」を配布した	・ 始良市独自のリーフレットの作成を検討。	・ 始良市独自おリーフレットを作成。	A	A	A	A
44	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、県男女共同参画センターと連携して図書館等公共施設でパネル展示を実施する等広報・啓発を進めます。	男女共同参画課	・ 本庁市民課のフロアに「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発 ・ パープルリボンツリーの設置 ・ 期間中に発行される市報あいらにDVに関する情報を掲載 ・ 秋祭り会場において、国際ソロプチミストあいらの方々と連携して、DV防止啓発のティッシュを配布 ・ 図書館等でパネル展示を行うとともに、DVに関する図書コーナーの設置を依頼する	・ 展示スペースの確保が難しい。 ・ DV等に関する情報提供を図るのがむずかしい。	・ 本庁市民課のフロアに「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発 ・ パープルリボンツリーの設置 ・ 期間中に発行される市報あいらにDVに関する情報を掲載 ・ 秋祭り会場において、国際ソロプチミストあいらの方々と連携して、DV防止啓発のティッシュを配布 ・ 図書館等でパネル展示を行うとともに、DVに関する図書コーナーの設置を依頼する	A	A	A	A
45	被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の推進	配偶者等からの暴力を暴力として認識できていないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。	男女共同参画課	・ 市報あいらの男女共同参画の視点のコーナーに毎月女性相談についての啓発を実施 ・ 県男女共同参画センター及び女性相談センターの相談窓口カードを庁舎内に配置 ・ 始良市女性相談のチラシの配布	・ 配偶者等からの暴力を暴力と認識できていない人への啓発。	・ 市報あいらの男女共同参画の視点のコーナーに毎月女性相談についての啓発を実施 ・ 県男女共同参画センター及び女性相談センターの相談窓口カードを庁舎内に配置 ・ 始良市女性相談のチラシの配布	A	A	A	A
46	暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるため、広報誌等を活用し、意識の醸成に努めます。	男女共同参画課	・ 「女性に対する暴力をなくす週間」に市報あいらに関連記事を掲載し、啓発活動を実施	・ 紙面の範囲が決められているため、限られた情報しか掲載できない。 ・ 暴力に頼らない問題解決のための講座の実施の検討が必要である。	・ 地域における出前講座の際、女性に対する暴力についての内容も盛り込む。	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
47	身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施	暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができるようになるために、身近な事例を用いた参加・体験型の研修を実施します。	男女共同参画課	・鹿児島県のアドバイザー研修事業を実施し、DV被害者保護に関する研修会を開催。加害者から受けた被害者に対する暴力の写真や罵声等の音声記録を使うなど、被害者の危険度を実体験した。暴力に対する防止の認識が強まった。	鹿児島県のアドバイザー派遣事業を活用し、継続して研修会を実施したい。		-	B	未	B
48	一時避難先の確保等による被害者の保護	始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等被害者支援事業実施要綱に基づき、被害者の一時避難先を確保する等、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	男女共同参画課	・DV被害者支援のため県女性相談センターへの一時保護（1件） ・DV被害者支援のため、始良市と母子生活支援施設との委託契約 ・DV被害者支援のため、母子支援施設への一時保護、児童福祉係と連携（1件）	・DV被害者保護にあたっては、関係部署及び関係機関との連携が必須である。	・関係部署及び関係機関の連携協力によるDV被害者の一時避難先の確保	A	A	A	A
49	警察の緊急通報装置貸出制度	被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出について情報提供を行います。	男女共同参画課	・相談者に対し、県警で実施している緊急通報装置の貸し出し制度の情報提供を行った。	・緊急通報装置や110番登録について、情報提供を行った。	・市報に掲載するなど、県警で実施している緊急通報装置の貸し出し制度の情報提供を行う。	-	B	未	B
50	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。	社会福祉課	担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	民生委員・児童委員等が、各担当区域を巡回し、さまざまなハラスメントに、柔軟に対応し、「地域における見守り活動」をより一層強化することに努めた。更に横断的な対応により、ケース検討を行った。	地域の実情を更に把握することに努め、課題点を捻出し、各方面との横断的な対応により一層努め、人権の確立に向けた取組を強化する。	C	B	B	A
			健康増進課	●該当事業なし		事業予定なし	-	-		
			社会教育課	・市青少年育成市民会議の運営支援 →青少年育成部会、家庭部会、環境部会の3部会構成 →会議・部会をととした子どもや高齢者の見守り活動推進	・課題が多岐にわたる中、関係部署との連携が必要である。	・次年度もこれまで同様に取組を進めていく計画である。	B	A		
51	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。	男女共同参画課	・デートDV防止啓発活動として、市内の中学校、高校で「デートDV防止」の出前講座を実施した（中学1校・高校2校）	・正しい情報の提供が行えた。		A	A	A	A
			社会教育課	・市青少年育成市民会議の運営（再掲） →青少年育成部会、家庭部会、環境部会の3部会構成 →子どもや高齢者の見守り活動推進 ・市校外生活指導連絡会の運営 →年3回の連絡会開催と校外補導活動の実施	・校区コミュニティ協議会等、関係機関との一層の連携推進を図る必要がある。	・市青少年育成市民会議と市校外生活指導連絡会が中心となり、自治会や学校、PTA、事業所等が情報を共有しながら、連携した防犯活動に取り組む。	B	A		

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
52	婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護	被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行います。	子ども政策課	一時的に養育が困難となった児童を児童養護施設に委託した。(9件延べ11人)	被害者の保護の観点から、情報漏えいに細心の注意が必要である。	被害者が心身ともに安心安定した生活を確保できるように支援を行う。	A	A	A	A
			男女共同参画課	・女子生活支援施設への入所(平成27年度1件) ・福祉部署との連携 ・母子支援施設への入所者に対する支援(1件)	・単身女性の一時保護施設への入所については、様々な規制があるため、入所に難色を示す場合がある。 ・一時保護の際は、警察との連携が重要である。	・単身女性の一時保護施設への入所の手続き ・一時保護の際、警察等関係機関との連携。	A	A		
53	身近な避難先の確保	被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。	男女共同参画課	・宿泊施設への一時保護のための予算を確保	・宿泊施設への一時保護の実施についての判断が難しい。	・事案に応じ、身近な避難先としての宿泊施設への避難を実施。	-	A	B	A
54	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診査や相談を通して、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報するなどの適切な対応がとれるよう「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を行います。	男女共同参画課	・「相談対応マニュアル」を用いた県主催の研修会に参加し、情報収集に努めた。	・医療機関へ支援の協力を求めるため、関係機関への説明を実施する必要がある。	・医療機関への始良市配偶者暴力相談支援センターの業務説明を検討。	-	C	A	A
			健康増進課	年1～2回、母子健診時に女性の人権相談に関する相談を受けることがある。その際、必要に応じて男女共同参画係担当の同席を求めたうえでの相談対応を図っている。		対応あり	A	A		
55	医療機関における診療等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供	医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援を行います。	男女共同参画課	・医療機関と関係機関との支援体制づくりについて、情報収集を行った。	・関係機関と医療機関との共通認識を持ち、被害者支援を行う。	・関係機関との情報提供の支援が行えるネットワークの構築の検討。	-	C	未	C
56	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭で配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	子育て支援課	認可保育所等の育児サービスを行っている事業所や、公立保育所等からの情報提供を受ける体制をとった。	保育所等からの情報提供についての確認方法、また情報漏えいに対する防止策等の更なる検討が必要。	保育所等からの情報提供があった場合、関連機関と連携し速やかに対応する。	B	B	B	B
57	母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ	緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行います。	健康増進課	関係機関と連携して対応した。	被害者の状況を考慮し、関係機関と連携して対応を行う。	事案に応じて対応する。	-	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
58	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、児童虐待支援に係る市職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。また、県や関係機関等が実施する講座等の情報を提供し参加を促進します。	男女共同参画課	・県のアドバイザー派遣事業により、関係職員のスキルアップのための職員研修を実施した。 ・配偶者からの暴力は、子どもに与える影響が大きいことから、子どものいる被害者に対しては関係部署と連携を図り、避難場所の確保を迅速に行った	・関係部署、関係機関の連携が必要である。	・継続して実施する。	A	A	B	A
			子ども政策課	児童虐待支援に係る職員を各種研修に派遣した。	関係機関との連携が必要である。	児童虐待支援に係る職員を各種研修に派遣し、周知に努める。	B	A		
59	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	地域住民にとって身近な相談先である民生委員児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。	社会福祉課	年間を通して担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごと、女性の地域活動参画等、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。		研修会等により、更に資質の向上に努める。	B	B	A	A
			男女共同参画課	○各地区の人権擁護委員には、極力協力を求め、日頃の活動を通じ、様々な問題に対し、早期発見・対応に努めた。		前年度同様の取り組みを行う。	B	B		
			男女共同参画課	民生委員からの通告により、監禁状態にあった女性を警察と連携し、保護し安全な生活の場を提供した。	・地域における民生委員は、一番の相談者となっていることから、情報提供をお願いします、情報の共有に努める。 ・民生委員を対象とした研修会の実施を検討。	-	A			
60	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	子育て支援課	配偶者からのDV等保護者が相談してきた時は、保護者の身に危険が及ばないよう市の相談機関の紹介や、医療機関等の受診を奨めた。 また、職員が些細な変化に気づき、虐待やDV等の早期発見に努められるよう、積極的に研修に参加した。 更に、掲示板に、児童虐待防止啓発ポスターを掲示し啓発に努めた。	今後も、虐待やDV等の早期発見に努められるよう、研修会参加等の啓発活動が必要。	子どもや保護者の様子から発せられるSOSを見逃さず、虐待等の早期発見と関係機関との連携を深める。	B	B	A	A
			学校教育課	1 DVの早期発見への取組推進（通告義務）		① 校長研修会での啓発 ② 教頭研修会での啓発 ③ 生徒指導主任等研修会での啓発	A	A		

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
61	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行う等の環境づくりを進めます。	社会福祉課	担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。		これまでの取り組みを継続しつつ、男女共同参画の視点も盛り込んだ研修等を検討する。	B	B	A	B
62	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないこと等、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	保険年金課	北山診療所において、症状や負傷の経緯などから、DV等による受傷と思われる事案に対して、通報・通告制度の周知徹底を図るとともに、市担当部署への速やかな連絡体制がとれるよう連携を強化する。			-	A	A	A
63	通報者の情報の保護の徹底	通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。	男女共同参画課	・通報者の安全を第一に情報の保護に努めた。	・個人情報の取り扱い等、細心の注意を払う。	・庁内連絡会議を実施し、統一的な対応についての研修を行う。		A	A	A
			子ども政策課	相談支援ソフトで情報を管理し、閲覧者権限を設置し情報保護に努めた。	情報保護に細心の注意を払う。	相談支援ソフトで情報を管理し、閲覧者権限を設置し情報保護に努める。	B	A		
			保険年金課	該当事業なし						
			健康増進課	該当事例なし				-		
64	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	男女共同参画課	・出前講座の際、女性相談の案内を配布し、被害者についての情報提供を依頼した。	・関係機関の共通認識が必要である。	・出前講座の際、女性相談の案内を配布し、被害者支援についての情報提供をする。	-	A	A	A
			子ども政策課	・児童虐待防止啓発リーフレットの配布（1回） ・通告先等ポスターの公共施設での掲示（1回） ・市報への児童虐待防止啓発記事の掲載（1回）	関係機関と連携することが必要である。	・児童虐待防止啓発リーフレットの配布 ・通告先等ポスターの公共施設での掲示 ・市報への児童虐待防止啓発記事の掲載	B	A		
65	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。	男女共同参画課	・住基閲覧制限など関係機関と連携を取り、個人情報保護の徹底を行った		・継続して実施。	A	A	A	A
66	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。	学校教育課	DVにかかる児童生徒の就学情報の保護	関係機関と連携し、就学情報を保護している。	DVにかかる児童生徒の就学情報の保護	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
67	被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要がある機関・部署において情報管理のルールを定め遵守します。	男女共同参画課	・ケース会議等において、情報を共有し資料については、担当課が管理を徹底する ・ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シートによる関係部署との連携を図る		・ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シートによる関係部署との連携を図る	-	B	B	B
68	個人情報を扱う市職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	個人情報を扱う市職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての正しい理解を促進する研修を実施します。	男女共同参画課	・県アドバイザー派遣事業により、関係部署担当者のスキルアップのための研修を実施した。		・継続した職員研修を実施	-	A	未	A
69	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。	男女共同参画課	・DV被害者支援のため、警察との情報交換を行った ・警察と連携し、一時避難及び一時保護を行った	・警察との協力体制が構築されているため、被害者支援をスムーズに行うことができた。	・DV被害者支援のため、警察との情報交換を行う ・警察と連携し、一時避難及び一時保護を行う	A	A	A	A
70	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。	男女共同参画課	・鹿児島県主催の相談員研修等に参加し、関係機関からの情報提供を受け、相談者への支援にあたった。 ・始良市配偶者暴力相談支援センターで接近禁止命令の作成支援を行った（2件）	・相談者に寄添った作成支援を行うことができたため、2件とも裁判所の決定がおりた。	・鹿児島県主催の相談員研修等に参加し、関係機関からの情報提供を受け、相談者への支援にあたる。 ・始良市配偶者暴力相談支援センターで接近禁止命令の作成支援を行う	A	A	A	A
71	医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置に適切に運用します。	保険年金課	国民健康保険資格の取得・喪失手続きに当たり、DV等の事情がある場合は、医療の優先はもとより、安全な生活の確保が図られるよう対応した。 被保険者証の交付や各種通知についても、個別毎に対応するなど加害者等への情報提供は一切行わなかった。また、国民年金の受給が確実に行われるよう、年金手続き事務についても同様とした。 平成27年11月に「国民年金係におけるDV被害者への対応について」というマニュアルを作成し、そのマニュアルに基づき対応を行うこととした。	DV被害者に対する窓口のワンストップ化並びに庁内での連携強化を図るために、全庁的な取り組みを可能とする事務処理方針及び例規の早期制定が必要である。	国民年金の手続きにおいて、DV被害者の不安を払拭できる対応を推進して参りたい。	-	A	A	A
				法定受託事務である国民年金業務のDV対策については、配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮（平成19年2月21日庁保険発第0221001号）通知に記載されているとおりであり、前述のマニュアルについても当該通知に準拠するものである。						

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価		
							H26	H27	H26	H27	
72	住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	市民課	住民票及び附票の発行抑止の申請が提出されれば、早急に対応する。 (事業としてとらえるものではないが、制度に対して適正にかつ速やかに実施いたします。) 支援措置申出者49名、対象者と併せての支援者75名(平成28年3月31日現在)	支援措置申出者と併せての支援対象者、合計124名の支援措置を実施した。	住民票及び附票の発行抑止の申請が提出されれば、早急に対応する。	-	A	A	A	
73	保護命令制度の広報と申立てに関する支援	配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。	男女共同参画課	・鹿児島県主催の相談員研修等に参加し、関係機関からの情報提供を受け、相談者への支援にあたった。 ・始良市配偶者暴力相談支援センターで保護命令の作成支援を行った(2件) ・保護命令の優遇される支援の情報提供を行った	・保護命令を申立てる際、あらゆる状況証拠が必要となるため、事前に情報提供を行う。	・保護命令に関するチラシ作成のための情報収集。	A	A	A	A	
74	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知	地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるためには、消防(救急)職員、民生委員、児童委員や主任児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身につけることが必要です。そのため、関係者を対象に、配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修を実施します。	男女共同参画課	・DV被害者に対する事案があった場合は、警察に情報提供を行っている ・民生委員からの情報提供により、DV被害者の救出することができた。	・地域で一番情報を持っている民生委員が、DV被害者に寄添った支援を行った。	・民生委員を対象としたDV被害者支援の研修を実施。		A	B	A	
			保険年金課	該当事業なし							
			健康増進課	該当事業なし		事業予定なし		-			
75	教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を見出しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、国・県・関係機関等が実施するDVに関する理解を深めるための研修への参加を促進します。	男女共同参画課	・県や警察署が主催するDV被害者支援の研修会に参加し、連携の必要性を確認する ・教育現場の教職員がデートDV防止講座を受講することにより、正しい情報提供を行った。		・県や警察署が主催するDV被害者支援の研修会に参加し、連携の必要性を確認する ・教育現場の教職員がデートDV防止講座を受講することにより、正しい情報提供を行う	-	A	未	A	
76	医療関係者向け広報・研修への参加促進	医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供を行い、研修への参加を促進します。	男女共同参画課	・鹿児島県が主催する関係機関の研修会に参加した。	・始良市の医療機関に対しての研修会を実施できるよう、関係機関と連携をとる。	・実施に向けて検討する	-	C	未	C	
77	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。 ※支援機関職務関係者(教育相談員、スクールカウンセラー・民生委員児童委員、児童相談員・消費生活相談員・人権擁護委員等)	男女共同参画課	・職員、支援関係者を対象とした研修会を開催した。	・支援者に対する情報共有を行い、問題解決に向けて関係機関で対応した。	・継続した研修会の実施を検討する。	-	B	未	B	

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
78	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	男女共同参画課	・相談者の夫等からの危害を加えられる可能性があることから、相談者に対し、女性相談における情報について個人情報の管理について注意するように説明する		・継続して実施。		A	B	A
			保険年金課	該当事業なし						
			健康増進課	該当事業なし		事業予定なし		-		
79	安心して相談できる環境の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めます。	男女共同参画課	・女性相談「専門相談員」が始良庁舎で月～金まで対応 ・加治木、蒲生に関しては、事前予約制とし、要望があった場合支所で対応する。	・女性相談室を児童福祉課隣に設置し、母子に関する情報が得られやすいように配置 ・出入り口に目隠しのカーテンを設置し、相談に来やすい環境にした。	・女性相談「専門相談員」が始良庁舎で月～金まで対応 ・加治木、蒲生に関しては、事前予約制とし、要望があった場合支所で対応する。	A	A	A	A
80	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	使用する言語や障がい等に依じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。	男女共同参画課	・外国人の相談者に対し、通訳できる友人が同行して相談に対応された。 ・県の通訳が配置されている、県民交流センターの連絡先の情報提供を行った。		・継続した支援を行う	-	A	未	A
81	県「支援者のための相談対応マニュアル」の活用	被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のための相談対応マニュアル」を支援関係機関に周知するとともに、市職員の職務関係者に配布します。	男女共同参画課	・被害者への適切な対応と支援が行えるよう、県主催の相談員研修に参加した	・多様な相談内容に対応するための、スキルを身につけることができた。	・被害者への適切な対応と支援が行えるよう、県主催の相談員研修に参加する	A	A	A	A
82	相談員等支援者のケアの充実	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。	男女共同参画課	・相談員の心身の健康に気をつけ、支援にあたっては組織として対応した ・スーパーバイズを実施し、相談員のスキルアップに繋がった。		・継続して実施する。	A	A	A	A
83	被害者への安全確保に配慮した各種相談機関等の周知	被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立った、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとする県内の相談機関について、相談窓口カードやリーフレット等も活用し、安全な周知に努めます。	男女共同参画課	・女性弁護士による無料法律相談の実施 年4回（5月・8月・11月・2月） ・市、県が作成している「女性相談のしおり」をトイレ等に置き、相談機関の周知を図った		・あらゆる男女共同参画に関する学習の場において、女性相談のチラシを配布し、相談室の啓発を行う。	A	A	A	A
84	始良市女性相談の周知	本市における安全なDV相談の周知を図ります。	男女共同参画課	・女性相談について、市報あいらに相談室の案内を毎月掲載している ・女性相談室、女性用トイレ等に女性相談のチラシを配置し、周知を行った	・女性相談室を児童福祉係の隣に配置したことにより、子育てや手当てに関する情報を得やすくなった。	・女性相談の啓発を図る。	A	A	A	A
85	県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣	県が開催する被害者支援養成講座について、支援関係機関職務関係者に情報提供するとともに、市職員の職務関係者を派遣します。	男女共同参画課	・県が主催するDV被害者支援のための講座に出席する ・DV被害者を支援するための相談員等のスキルアップ研修会 ・相談員研修会	・DV被害者支援に携わる職員との連携が必要である。	・県が主催するDV被害者支援のための講座の情報提供。	A	A	A	A



【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
86	庁内連絡会議の推進	迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を充実し、早急な対応を図ります。	男女共同参画課	・ 始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議規程に基づくDV被害者の関係部署とのケース会議を開催できる体制を整えている。	・ DVに関する事案は緊急を要する案件が多いため、会議を開催することが困難な場合が多い	・ 始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議規程に基づくDV被害者の関係部署とのケース会議の開催を検討。	-	A	A	A
87	医療機関とその他支援関係機関との連携協力体制の整備	管内配偶者暴力相談支援センター、近隣自治体と連携し関係機関連絡会議を設置し、定期的な開催による情報の共有化を図り、迅速な対応ができる体制整備に取り組めます。	男女共同参画課	・ 始良市配偶者暴力相談支援センターの設置により、支援関係機関との連携をとり一時避難に対応した。(2件)		・ 医療機関の支援協力体制の整備	-	A	未	A
88	支援関係機関・団体の連携協力体制の強化	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。	男女共同参画課	・ 警察等との連携を図る ・ 県主催のDV対策会議の出席 ・ 始良地区DV相談連絡会議の出席	・ 事例においては、関係機関及び各課との連携が取りにくい事例がある。	・ 警察等との情報交換 ・ 県主催のDV対策会議の出席 ・ 始良地区DV相談連絡会議の出席	A	A	A	A
89	支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立	休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。	男女共同参画課	・ 関係機関の連絡体制一覧を作成し、休日や時間外に対応に備えた。		・ 継続した対応を行う。	-	A	未	A
90	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、市と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉(保健)施設等への入所を支援します。	男女共同参画課	・ 子どもを抱えるDV被害者については、母子生活支援施設への入所を関係課と連携を取りながら進め、生活支援を行った ・ DV被害者の多くは、生活再建が困難なため、生活保護との連携を図った	・ 母子支援施設に対する入所は福祉部が対応するため、連携が必要。	・ DV被害者を支援するため、あらゆる関係機関と連携をとる。	A	A		
			社会福祉課	経済的困窮者からの相談を受け付ける。面接相談員2名と、就労支援員1名を配置。その中で、児童福祉課、長寿障害福祉課、女性相談員、包括支援センター、社会福祉協議会などと連携し、施策の活用や、サービス提供等を検討し、情報提供、場合によっては支援を行う。DV等で男性職員への相談に抵抗がある場合は、女性相談室に繋ぐ。現段階で生活保護に至らないが、近い将来生活保護に陥る可能性がある場合、社会福祉協議会(生活困窮者相談)に繋いでいる。		男性職員に抵抗等が感じられる場合は、女性CW対応や、女性相談室と連携を図る。	A	A	A	A
			子ども政策課	母子生活支援施設において保護した世帯数：5世帯(17人)	被害者の保護の観点から、情報漏えいに細心の注意が必要である。	被害者が心身ともに安心安定した生活を確保できるように支援を行う。	A	A		

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
91	生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	社会福祉課	経済的困窮者からの相談を受け付ける。面接相談員2名と、就労支援員1名を配置。その中で、児童福祉課、長寿障害福祉課、女性相談員、包括支援センター、社会福祉協議会などと連携し、施策の活用や、サービス提供等を検討し、情報提供、場合によっては支援を行う。DV等で男性職員への相談に抵抗がある場合は、女性相談室に繋ぐ。		男性職員に抵抗等が感じられる場合は、女性CW対応や、女性相談室と連携を図る。	A	A	A	A
			子ども政策課	特別な状況（未婚、子の別居、DV保護など）の場合にも、事由に応じて必要な手続きを説明し認定する。 児童扶養手当支給額：42,000円（全額支給の場合） 児童扶養手当受給者数：891世帯（H27年12月末現在）	情報漏えいに細心の注意が必要である。	市報等で広く制度案内を行う。	A	A		
92	母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、貸付金制度の情報提供等を行います。	社会福祉課	実施機関は、県社会福祉協議会で、相談窓口が始良市社会福祉協議会であるため、福祉事務所相談時には速やかに市社会福祉協議会に繋いでいる。		男性職員に抵抗等が感じられる場合は、女性CW対応や、女性相談室と連携を図る。	-	A	A	A
			子ども政策課	母子寡婦福祉資金について県（始良伊佐地域振興局）へ19件の貸付進達を行った。（修学8件、就学支度8件、生活1件、修業1件、転宅1件）	情報漏えいに細心の注意が必要である。	経済的に困窮している母子父子寡婦に対して、相談受付を行い、早急に申請進達を行う。	A	A		
93	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。	子育て支援課	市広報、ホームページ、「あいら・加治木親子つどいの広場」、子育て便利帳等より、子育て情報の発信。	性別等に関係なく、子育てに関する相談窓口の充実を図る必要がある。	平成28年は、利用者支援事業を開始し、相談体制の充実を図る予定。	B	B	A	B
94	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等がある現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。	子育て支援課	DV等の人権を侵害する行為により、現住所に住民票を異動できない子どもと保護者について、関係機関との連絡調整を図った。	人権を侵害する行為等の背景がある場合、保育所との事前協議等を含め、緊急的な措置によるスムーズな対応が必要。	DV等の人権を侵害する行為により、現住所に住民票を異動できない子どもと保護者について、関係機関との連絡調整を図る。	B	B	A	B
			学校教育課	区域外就学に係る審査会の実施（教育的配慮）	教育的配慮の理由で、区域外就学を認めている事例がある。	DV被害児童・生徒の区域外就学を行っていく。	B	B		
95	ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供を行う。	情報提供を行い就労機会の増加に努めた。	継続して情報提供を行う。	-	A	A	A
			男女共同参画課	・市とハローワークの雇用に関する協定書の中に、女性に対する雇用対策の推進を依頼した ・子育て中の方の就業情報を扱うマザーズハローワークの情報提供を行った ・ハローワークが実施する就業相談等の情報提供を行った	・子育て中の方の就業情報を扱うマザーズハローワークの情報提供を行う。 ・ハローワークが実施する就業相談等の情報提供を行う。	A	A			

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価			
							H26	H27	H26	H27		
96	就職のための技能習得等の情報提供	就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。	商工観光課				-	-	未	A		
			男女共同参画課	・相談者に対して、就労支援・セミナー等の情報提供を行った。			・継続して情報提供を行う。	-			A	
97	公営住宅等の優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努める。	建築住宅課	本年度については、該当する事例はなかった。			-	B	A	B		
98	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。	男女共同参画課	・DV被害者女性の相談者に対し、保護命令の作成支援を行った(2件) ・DV被害者女性に対して、保護命令についての説明を行った					A	A		
99	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	男女共同参画課	・始良地区保育連絡協議会において、男女共同参画出前講座を実施し、女性相談のパンフレットや、相談カードを配布し、情報提供の依頼を行った					-	A	A	A
			子ども政策課	要保護児童対策地域協議会で説明を行った。また、児童虐待防止啓発リーフレットの配布、市報への掲載をおこなった。	市民に広く周知を呼びかける		要保護児童対策地域協議会で説明を行う。また、児童虐待防止啓発リーフレットの配布、市報への掲載を行い周知に努める。	B	A			
			学校教育課	1 DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携 2 DVによる転出入についての児童生徒情報の保護	関係機関と連携し、児童生徒情報の保護及び転入手続きを行っている。	1 DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携 2 DVによる転出入についての児童生徒情報の保護	A	A				
100	健康診査・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等の恐れがあり、本市に住居登録していない子どもについては、本市で健康診査や予防接種が受けられるようにします。	健康増進課	該当事例なし					-	-	A	-
101	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDVの防止に取り組む民間団体と協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取り組みを進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。	男女共同参画課	・始良市内の中学、高校の生徒、職員を対象とした「デートDV防止」について、講座を開催し、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くための学習を提供した(中学校1校・高校2校)	・講座を通して、男女の人権の尊重、対等な人間関係を築くための学習を提供した。	・始良市内全中学3年生を対象とした「デートDV防止講座」の開催。			A	A	A	A
			健康増進課	該当事業なし			事業予定なし			-	-	

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
102	暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進	配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、成人する前に暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要です。学校などの関係機関と連携して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育を進めます。	男女共同参画課	・始良市内5校の中学校1年生を対象とした「メディア・リテラシー講座」の中で、暴力を許さないという意識啓発を学習した ・始良市内中学、高校生を対象とした「デートDV防止講座」を開催し、個人の人権の尊重についての学習を提供した。		・継続した事業の実施（メディア・リテラシー講座、デートDV防止講座）	A	A	A	A
			学校教育課	1 DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携 2 DVによる転出入についての児童生徒情報の保護		1 DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携 2 DVによる転出入についての児童生徒情報の保護 3 校長研修会での対応 4 教頭研修会での対応	A	A		
103	被害者に関する適切なケア	教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、デートDVに関する理解を深め、早期発見と適切なケアに努めます。	健康増進課	該当事例なし			-	-	B	A
			学校教育課	校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会等において、デートDVに関する情報提供を行うとともに、発見した時の対処等について指導を図った。	教職員の意識の高揚	校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会等において、デートDVに関する情報提供を行うとともに、発見した時の対処等について指導を図る。	A	A		
104	住民との協働による有害環境浄化の推進	卑わいな広告物等公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対して、表現の自由を十分尊重したうえで、環境浄化活動を住民との協働により進めます。	都市計画課	電柱や街路樹などの公共物への違反広告物（はり紙、はり札）を毎月定期的に巡回し撤去を行う。その際に卑わいな広告物等公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等がないか確認を行った。また、屋外広告物の申請許可については内容を審査のうえ許可を行った。	特に問題となるような内容の広告は確認されなかった。	これまで同様の事業実施を行う。	A	A	A	A
105	子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援	学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所と的確に連携するための研修・広報啓発を実施します。	男女共同参画課	・関係部署と連携をし、支援を行った ・スクールソーシャルワーカーと連携し、支援の必要な子どもに対する情報収集を行った。		・関係部署と連携し、研修会に参加する。	A	A	A	A
			子ども政策課	認可外保育園に児童虐待の説明を行い、ポスター等の掲示を依頼した。（6箇所）	市内関係機関、団体への周知徹底が必要である。	市内保育所等、関係団体等へ児童虐待に関するリーフレット等を配布し児童虐待の周知に努める。	C	B		
			学校教育課	1 校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会において家庭における子どもに対する性的な暴力の防止や、教職員が子どもに不快感を与える性的な言動をすることのないように指導を図る。 2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、虐待と思われる事例について情報共有したり、ケース会議を行ったりして防止・救済に努める。	関係機関の連携体制の維持	1 校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会において家庭における子どもに対する性的な暴力の防止や、教職員が子どもに不快感を与える性的な言動をすることのないように指導を図る。 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、虐待と思われる事例について情報共有したり、ケース会議を行ったりして防止・救済に努める。	A	A		

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
106	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等、雇用の場における防止対策を進めます。	商工観光課				-	-		
			男女共同参画課	・全職員を対象とした「セクシュアル・ハラスメント」についての研修会を実施した。	・「セクシュアルハラスメント」に対する認識が得られた	・継続して研修会を開催する。	A	A	B	A
107	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた服務規律の徹底、相談体制の整備に努めます。	総務課	服務についての定期的な周知（GW上）や、職員労働組合（女性部）の行うアンケート調査を確認するなど、人事係だけでなく女性職員が相談しやすい窓口との連携も行った。 また、GW上でセクハラ、パワハラ、マタハラについての自己チェックを行える取り組みを行った。（各1回ずつ）	以前として職員労働組合女性部のアンケート集計結果にはセクハラ・パワハラの数値が上がってくる状況である。少ない事例ではあるため、ピンポイントでの研修や指導が出来ればよいのだが、匿名性が故の限界もある。地道な啓発活動が必要だと思う。 また、直接相談もあるが、相手方に対し自分のことが「わからないように」働きかけてほしいなどの依頼もあるが、具体的にどのような手法が取れるか模索している状況である。	昨年度と同様、セルフチェックシートによる自己点検を促していく。	C	B	C	B
108	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進めます。	学校教育課	未実施			A	-	A	-
109	その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	医療、社会福祉施設、自治会等、男女雇用機会均等法が適用されない関係、領域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を広めるための広報・啓発活動を進めます。	男女共同参画課	・広報誌等により「セクシュアル・ハラスメント」についての情報を掲載し、啓発活動に努めた		・継続して情報提供を行う。	A	A	A	A
110	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口に関する情報提供	鹿児島県雇用均等室・21世紀職業財団等と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対するの相談機関の情報提供を行います。	商工観光課				-	-		
			男女共同参画課	・女性相談において被害者の支援を行い、関係機関との連携を行った		・継続して情報提供を行う。	A	A	A	A
111	男女雇用機会均等法の周知と履行確保	均等法は、セクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけていることなど、第11条を中心に事業所に周知するとともに、履行確保に向けた取り組みを進めます。	商工観光課				-	-		
			男女共同参画課	・鹿児島県が主催する研修会に参加して、情報収集に努めた。		・継続して情報収集を行う。	A	B	A	B

【重点的に取り組むこと】 3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた 次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
	男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）	<p>○各学校には、セクハラ等の女性への人権侵害に対する相談室を設定している。（相談員は学校によって違うが、主に校長・教頭・養護教諭）</p> <p>○4月に設置された配偶者暴力相談支援センターについて周知するためのリーフレットの作成を検討してほしい。</p> <p>○DVは社会問題として大きく報道され、また若い世代での事件が発生している。DVに関する認識を早くから醸成するために、中学校におけるデートDVの講座を進めてほしい。</p> <p>○各課と連携を図り、DV被害者の発見・支援に努められたい。</p>								
	男女共同参画推進委員会 評価コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、いかなる暴力も許さないという認識を徹底するための啓発に努めてほしい。</li> <li>・職員が研修を継続して受講することにより、二次被害を防ぐ体制を強化してほしい。</li> <li>・配偶者からの暴力を暴力と認識できていない人への啓発活動に努めてほしい。</li> <li>・地域の実情を更に把握することに努め、人権の確立に向けた組織を強化してほしい。</li> </ul>								
	男女共同参画審議会 評価コメント									

【重点的に取り組むこと】 4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
112	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	男女共同参画課	・県主催の研修会に参加した。 リプロダクティブ・ヘルス・ライツについては人権の1つであることを啓発する必要がある。	・言葉の意味が難しいため、啓発方法を工夫する必要がある。	・子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める、選択を自分自身で決めることができる自由についての啓発を 広報誌等で啓発する。	-	C	未	C
			健康増進課	該当事業なし		事業予定なし	-	-		
113	健康管理に関する情報の提供	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域において積極的に進めます。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることにも留意します。	健康増進課	・健康教室及び健康セミナーの開催（年間83回、延べ1,471人参加） ・「広報あいら」への記事掲載（年間12回） ※テーマ：健康生活	性別・年齢等を問わず、健康管理に関する情報提供を図ることができた。	継続実施	A	A	A	A
114	学校教育における健康教室の実施	学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進をはかります。	健康増進課	該当事業なし		事業予定なし	-	-	B	A
			保健体育課		特になし	学校においては、学校保健安全法や学習指導要領に基づいて学校保健の充実を図る。	B	A		
115	女性の生涯を通じた健康診査・指導の推進	女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた適切な健康保持に関する事業を推進します。	健康増進課	・妊娠・出産期…母子健康手帳交付時の個別相談（652件）、妊婦健康診査の受診（1,061人、述べ7,940件） ・20歳以上…子宮頸がん検診（4,878人受診） ・40歳以上…乳がん検診（4,099人受診） ・40歳以上節目年齢…骨粗しょう症検診（644人受診） ・成人…女性の健康セミナー（70人受講） ・生活習慣病予防…訪問指導（34人）	女性のライフスタイルを通じて、適切な健康保持を図るためのサポート体制が充実した。	継続実施	A	A	A	A
116	発達段階に応じた性教育の推進	性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防に関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個人を尊重し、相手をおもいやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動がとれるよう、学校において「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした性教育を進めます。	保健体育課		特になし	学校においては、学習指導要領や性に関する指導の手引き等に基づいて、性に関する指導の充実を図る。	A	A	A	A
			健康増進課	命のふれあい教室（市内中学校2年生全員対象） ※実績：5校・710人 ①目的…自分が生まれてきたことを通して、命の大切さや親の気持ちを考える機会とする。 ②内容…ア、助産師講話「命の誕生」イ、絵本の読み聞かせ「生まれてきてくれてありがとう」ウ、体験学習（妊婦ジャケット着用体験、赤ちゃん人形抱っこ体験）エ、担任からのメッセージ	妊婦ジャケット着用体験や赤ちゃん人形抱っこ体験等を通して、中学生期における「命の大切さ」への関心が高まった。	継続実施	A	A		

【重点的に取り組むこと】 4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
117	食育の推進	食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意します。	健康増進課	始良市食生活改善推進員協議会自主活動（年45回、延べ852人参加） [主な活動] 健康料理教室（11回）・親子料理教室（9回）・高齢者料理教室（13回）・男性料理教室（1回）・郷土料理教室（9回）ほか	年齢・性別等を問わず、食育に関する知識の習得が図られ、健全な食生活の実践能力が養われた。	継続実施	A	A	A	A
			農政課	1. 山田中学校での米作り体験の支援 田植え（5月） 除草（8月） 稲刈り（10月） 稲こぎ（11月） 2. 生産者と消費者との交流 玉ねぎ収穫（4月） 田植え（6月） 稲刈り（10月）	特になし	1. 山田中学校での米作り体験の支援 田植え（5月） 除草（8月） 稲刈り（10月） 稲こぎ（11月） 2. 生産者と消費者との交流 玉ねぎ収穫（4月） 田植え（6月） 稲刈り（10月）	B	B		
			保健体育課	1. 食育推進校の指定 重富小学校・帖佐幼稚園を推進校（園）とし、食に関する様々な取組について研究・発表をしてもらった。 （1校3万円の予算措置） 2. 心を育む食育講演会の開催 1回 食育推進校の実践発表、市立図書館・健康増進課の取組発表、講演会 3. 調理員スキルアップ研修会開催 1回 学校給食調理員（市職員・一般非常勤職員）に対し、学校給食に係る調理従事者としての責務の理解や資質向上を図った。	「心を育む食育講演会」では、発表校（園）の児童・幼児も参加するため、託児は設置してないが、今後、検討していく必要がある。	食育推進事業として、 ①食育推進校の指定 ②心を育む食育講演会の開催 ③調理員スキルアップ研修会 ④図書館と連携したお話の中の献立を実施する。	B	A		
118	健康をめぐる問題の相談体制の充実	男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康全般に関する相談を性差に応じて実施します。	健康増進課	健康相談実施（年間相談者数延べ1,229人） ・始良保健センター [1回/週] ・加治木保健センター [1回/週] ・蒲生ふれあいセンター [2回/月] ・糖尿病予防相談 [2回/月] ・精神保健及び健康増進相談 [随時対応]	年齢・性別等を問わず、個々の健康状態に応じた適切な自己管理に資することができた。	継続実施	A	A	A	A
119	妊娠・出産期までの一貫したサービスの提供	日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫した医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図ります。さらに妊婦等に対する早期の妊娠届の勧奨などにより、妊婦検診の公的負担や出産一時金などにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課	・母子健康手帳交付数（652件） ・妊婦健康診査（受診者数1,061人・延べ7,940件）	妊婦検診の公的負担などにより、妊娠・出産に伴う経済的負担の軽減を図ることができた。	継続実施	A	A	A	A



【重点的に取り組むこと】 4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
120	母子保健活動の推進	妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した体制の整備を図ります。	健康増進課	助産師による訪問指導の実施 妊婦（0件）・産婦（254件）・新生児（74件）・未熟児（15件）・乳児（165件）  保健師による訪問指導の実施 妊婦（10件）・産婦（34件）・新生児（20件）・未熟児（20件）・乳児（175件）・幼児（87件）	助産師及び保健師による訪問指導を実施したことで、産前・産後期における精神的不安の軽減を図ることができた。	継続実施	A	A	A	A
121	「マタニティマーク」の普及	妊婦検診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対する環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。	健康増進課	母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」ステッカーを同時配布（652件）		継続実施	A	A	A	A
122	不妊治療の経済的負担の軽減	高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用に対する助成を行うとともに、支援の充実を図ります。	健康増進課	不妊治療費助成（不妊治療を行う夫婦に対し、年額100,000円を上限にして、5年間を限りにして助成金を交付） ・受給件数…64人、述べ73件 ・助成額…5,828,720円 ・受給者のうち母子健康手帳交付者数…17人	不妊治療を行う夫婦にあっては、経済的負担の軽減が図られている。	継続実施	A	A	A	A
123	職場における健康管理の推進	男性の働き方の見直し等長時間労働の抑制を図り、休養や食事等による自己の健康を適切に管理するよう、職場における健康管理の推進を進めます。	男女共同参画課	・広報誌に『ワークライフバランス』について掲載を行い、働き方について問題提起を行った ・県が主催する研修会に参加		・継続して、研修会等に参加し、情報収集を行う。	A	A	A	A
124	性感染症の予防に関する啓発の実施	HIV/エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症は、健康に基盤的な影響を及ぼすことから予防に関する積極的な広報活動を行います。	健康増進課	広報あいら記事掲載（1回）…始良保健所「HIV検査普及週間」に関する情報の提供		継続実施	A	A	A	A
125	HIV/エイズについての発達段階を踏まえた教育・学習の推進	正しい知識を身に付け、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう教育・学習を進めます。	健康増進課	該当事業なし		事業予定なし	-	-	A	A
			保健体育課		特になし	エイズに関する保健学習や人権教育に関連したエイズに関する学習を実施する。	A	A		

【重点的に取り組むこと】 4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
126		薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となる社会基盤を揺るがしかねない行為であることから、薬物乱用と健康の関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう健康に与える影響について指導し、教育を行います。	健康増進課	◎「不正大麻・けし撲滅運動」に係る啓発ポスターの掲示及びパンフレットの配布（5月）	●今後、社会全体で薬物乱用防止に取り組む体制整備が必要である。	●継続実施	A	A	A	A
			学校教育課	1 校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会において、長期休業中の生活指導の徹底について依頼する際に、その項目として「薬物乱用の防止」を掲げている。 2 各学校における薬物乱用防止教育を推進する。	薬物乱用防止教育については、本市が主催する各研修会において、生徒指導の分野で、随時資料等を提供しながら、指導を進め、学校と協力して指導を行うことができた。また、3年に1回開催される始良・伊佐地区学校環境衛生・薬物乱用防止教育研修会へも各学校から積極的に参加することができた。	市教委主催の校長研修会を年7回、教頭研修会を年8回、生徒指導主任等研修会を年4回実施し、時期に応じた薬物乱用防止教育の推進内容について指導する。また、3年に1回開催される予定（平成30年度）の始良・伊佐地区学校環境衛生・薬物乱用防止教育研修会へも各学校からの積極的な参加を推進していく。	A	A		
			保健体育課		特になし	学校において、学習指導要領に基づいて、学校の実態に応じて薬物乱用防止に関する学習を実施する。また、学校薬剤師等を講師に招き、薬物乱用防止教室を実施する。	B	A		
127	喫煙・飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に進めます。	健康増進課	・母子健康手帳交付時に、妊婦の喫煙者や飲酒者に対する個別対応を図っている。 ・広報あいら掲載（2回）… ①喫煙「COPDってどんな病気？」 ②飲酒「年末年始、賢く小粋に乾杯しましょう！」		継続実施	A	A	A	A
			学校教育課	1 校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会において、長期休業中の生活指導の徹底について依頼する際に、その項目として「喫煙・飲酒の防止」を掲げている。 2 各学校における喫煙・飲酒に係る保健学習を推進する。	喫煙・飲酒の防止については、本市が主催する各研修会において、生徒指導の分野で、随時資料等を提供しながら、指導を進め、学校と協力して指導を行うことができた。	1 校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会において、日常の生活指導の徹底及び規範意識の醸成について依頼する際に、その項目として「喫煙・飲酒の防止」を掲げる。 2 各学校においては、学習指導要領等に基づき、学校の実態に応じた喫煙・飲酒に関する保健学習を実施する。	A	A		
			保健体育課		特になし	学校においては、学習指導要領等に基づいて、学校の実態に応じて喫煙・飲酒に関する保健学習を実施する。	B	A		
128	職場や公共の場における受動喫煙防止対策の実施	受動喫煙が身体に及ぼす影響等の情報を提供し、受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。	健康増進課	◎広報あいら記事掲載及び市防災メール配信（各1回）…5月「世界禁煙デー」にちなみ、禁煙や受動喫煙防止について啓発した。	●郊外の飲食店等において、屋内禁煙あるいは喫煙コーナーの屋外設置などがすすみ、徐々にではあるが、喫煙率の低下が見られている。	●継続実施		A	A	A

【重点的に取り組むこと】 4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
129	自死予防対策の推進	我が国の自死者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自死予防に関する啓発運動を進めます。その際、固定的な役割分担意識を背景に、男性が精神面で孤立しやすいこと等、男女共同参画社会の形成の重要性への理解を促進できるような広報に努めます。	男女共同参画課	・県主催の研修会に参加した	・男性が孤立する環境を改善するため、男性相談の情報提供を行う。	・県主催の研修会に参加し、情報収集を行う。	-	B	A	A
			健康増進課	・ゲートキーパー養成研修… ①市内小・中学校長対象 (8/25) 35名参加 ②民生・児童委員対象 (11/6) 50名参加 ・啓発キャンペーン… ①駅前立哨 (9/29) パンフレット・ポケットティッシュ配布 400個 ②成人式 (1/10) パンフレット・ポケットティッシュ配布 900個 ③自殺対策強化月間 (3月) パンフレット・ポケットティッシュ配布 800個 ・ホームページ「心の体温計」… アクセス数：10,960件 (913件/月)	若年層による自殺防止のための方策を講じることができた。	継続実施	A	A		
130	性差に応じたがん検診の充実	性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）の予防施策を進めます。特に、女性のがん罹患率の第一位である乳がんについては、自己診断が可能であることから、その方法について普及啓発を図ります。	健康増進課	・女性検診（子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症） 25日間 ・子宮頸がん検診は20～40歳、乳がん検診は40～60歳の対象者のうち、節目年齢該当者に無料クーポン券を発行している。 ・乳がん検診会場で、自己検査法に関するビデオを上映し、啓発を行っている。	要精密検査へと移行した場合の再検査受診率が向上し、早期でのがん発見へとつながっている。（2件）	継続実施	A	A	A	A
131	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	男性の方が肥満者や喫煙飲酒する者の割合が高い状況にあること等的確に踏まえて、性差に応じた生活習慣病の予防施策を展開します。また、高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた普及啓発を図ります。	健康増進課	骨粗しょう症検診 ・対象者…40～70歳のうち5歳節目の年齢に当たるかた。 ・受診者数…644人（うち要精密検査者60人）		継続実施	A	A	A	A
132	検診受診率の向上	あらゆる検診の受診者数を増やす取り組みを進めます。特に、若年層の受診率の向上に向けた普及啓発を行います。	健康増進課	・登録調査の実施…新20歳の女性、新40歳及び新61歳の男女、並びに転入者を対象にした未登録者調査を行った。 ・普及啓発活動の実施…各種検診の案内時に資料パンフレットを同封して啓発を図った。 ・受診料の助成…クーポン券を発行して、新40歳すべての検診を無料とする。 ・女性検診…託児サービスを設けた。	前年比較で、受診者数は横ばい状態にあるものの、受診率は低下している状況にある。	継続実施	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
133	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	高齢者が自立して日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を進めます。	健康増進課	該当事業なし		事業予定なし	-	-		
			保健体育課	ニューエルダー元気塾 日時：平成27年9月26日 (土) 場所：加治木体育館 内容：レク式体力チェック、スマートスポーツの体験など	特になし	ニューエルダー元気塾の開催	B	A	A	A
134	地域においてスポーツを親しむ環境の整備	男女自らがスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、地域において男女を問わずスポーツを親しむことができる環境の整備を行います。	保健体育課	生涯スポーツ市民講座 スポーツ教室（ニュースポーツ体験、ラージボール卓球等10教室243回）実施	特になし	生涯スポーツ市民講座の実施	B	A	A	A
135	スポーツ指導者の育成	男女を問わず、地域の実態や住民ニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について養成・活用に努めるよう支援します。	保健体育課	スポーツ少年団指導者等講習会（Live On Seminaer） 日時：平成27年7月4日 (土) 場所：始良公民館 内容：TV会議システムを活用し、熱中症予防・対策やアクティブ・チャイルド・プログラムについてのセミナーを実施。	特になし	スポーツ少年団指導者等講習会の開催	B	A	A	A
136	総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加の推進	身近な地域で健康づくりを図るための環境の整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参画を推進するとともに、普及啓発に向けた取り組みを推進します。	保健体育課	生涯スポーツ市民講座 健康教室（ヨーガ教室、いきいき始良元気体操等8教室107回）実施	特になし	生涯スポーツ市民講座の実施	B	A	A	A
16再掲	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	メディアが提示する固定的なイメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発を行います。	男女共同参画課	・始良市内5校の中学1年生を対象に、メディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画についての正しい理解を深めた。 ・始良市市議会議員を対象とした、メディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画についての啓発を行った。	・男女共同参画社会についての啓発ができた。	・中学1年生を対象としたメディア・リテラシー講座の実施 ・保護者を対象とした、メディア・リテラシー講座の実施	A	A	A	A
137	母子健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母子健康管理指導事項連絡カードを周知し、活用を促進します。	健康増進課	母子健康手帳交付時に、有職者に対して母子健康管理指導事項連絡カードを渡し、その活用方法を説明している。	実績把握ができていない。	継続実施	-	A	C	A
138	メンタルヘルス支援策の推進	精神疾患があっても地域の中で、安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努めます。その際、摂食障害等その背景に固定的な性別役割分担意識が影響を与えていること等に考慮して取り組みます。	健康増進課	地域で発生した精神疾患に関するケースや相談ごとに、地区担当保健師をもって随時対応した。 (健康相談295件・訪問指導127件)	一つ一つの案件に対して、始良保健所や所管警察署等と連携したうえで継続した対応を図ることができた。	継続実施	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
139	家族経営協定の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	農業に従事する女性は、家族経営体の特質もあり、雇用者に保障されている妊娠・出産・育児期の安心と安全のためのサービスを楽しむ機会が難しいため、家族経営協定に健康保持に関する項目を設置するよう助言を行います。	農政課	家族経営協定の締結：2家族	特になし	家族経営協定の締結促進	B	B	A	B
男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）		○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について周知を図りたい。								
男女共同参画推進委員会 評価コメント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別、年齢等を問わず、健康管理に関する情報提供を図ることができた。</li> <li>・学校において、学習指導要領や性に関する指導の手引き等に基づいて、性に関する指導の充実を図ってほしい。</li> <li>・リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（※）については、言葉が難しいため、啓発方法に工夫してほしい。</li> </ul>								
男女共同参画審議会 評価コメント										

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
1再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。	男女共同参画課	1. 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） 2. 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 3. メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） 4. 職員研修（2回） 5. 出前講座（デートDV防止講座 3校）（社会教育学級 4回）（議会 1回）（教職員 1校）（事業所 1ヶ所）（保育協議会）	・多様な方に受講できる環境を整えることができた（託児） ・新規の参加者や男性の参加者への呼びかけの工夫が必要	① 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） ② 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 ③ メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） ④ 職員研修（2回） ⑤ 出前講座（デートDV防止講座中3全校）（事業所・地域）	-	A	A	A
140	多様な保育サービスの充実	保育サービスの提供に当たっては、サービスの質の向上の観点から、保育士等保育に携わる人の男女共同参画意識が無意識のうちに子どもたちに及ぼす影響を配慮し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行を見直すよう努めます。また、利用者の視点に立ち、働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育・一時保育・障がい児等多様な保育サービスの拡充を図ります。	子育て支援課	・延長保育事業－保育所において、保育を実施している児童に対し、保護者が18時以降においても保育が困難な場合、延長して保育を実施。 ・障害児保育事業－障害児を保育するために、専属の保育士を加えて保育する。 ・休日保育事業－保護者の就労等により、日・祝祭日の休日に補遺億が困難な児童を保育する。 ・一時保育促進事業－専業主婦化抵当の育児疲れ、急病等に伴う、一時的な保育を実施。 ・病児保育事業－意思の診断に基づき、病気療養中の児童を保護者に代わり、一時的に保育。		上記事業において、すべて実施する。	-	B	A	B
5再掲	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	男女共同参画意識の涵養を図るために教職員、幼稚園教諭、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修を実施します。	男女共同参画課	1. 始良地区保育協議会職員研修出前講座（保育所職員 80名参加） 2. 始良市内の小学校教諭を対象としたメディア・リテラシー講座を実施し、男女共同参画視点の必要性について啓発した（40名参加）	・子どもの人権意識に大きく関わる教諭及び保育士の男女共同参画の視点の必要性を学ぶ機会を提供できた。 ・各学校、幼稚園、保育園等で保護者向けの講座実施の啓発。	・各学校において教職員を対象とした啓発講座の開催	A	A		
			子育て支援課	平成27年6月に、始良市保育協議会による職員研修会で「子どもの人権について」の講演会が開催された。 また、平成27年7月に園内研修で、DVD「虐待から子どもを守る」及び「職場のモラルハラスメント」による人権啓発を行った。	人権問題について、職員の理解を深めることができた。今後も研修を継続し、意識づけすることが必要。	平成28年6月 始良市保育協議会職員研修講演会「子どもの人権について」 平成28年7月頃 園内研修において、人権啓発DVDによる取組予定	B	B	A	A
			学校教育課	1. 教職員の人権意識の高揚と資質向上を目指した校内研修の実施 2. 男女共同参画に関わる講座や事業の参加呼びかけ 3. 県人権・同和教育研究大会への参加促進	人権教育については、各学校で年3回以上の研修を行い、男女平等、女性の保護等も含めた幅広い内容で人権に関する意識を高め、実践できるよう資質向上に努めている。	1 知的理解を深め、人権感覚を高めるため研修の推進（参加型学習） 2 県人権・同和教育研究大会への参加（教職員22人） 3 各校年間3回以上の人権教育の校内研修の推進	A	A		

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
6再掲	人権教育・学習の推進	始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女平等などの人権教育を進めます。	男女共同参画課	1. 「人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、事業を展開。 2. 市内3小学校において「人権の花」運動を実施し、人権の花ひまわりを栽培することで、人権尊重意識を育てる。 3. 人権週間 ポスター掲示、広報誌掲載等による人権啓発活動（平成27年12月4日から10日） 4. 人権教室 人権擁護委員による児童への人権教室開催（市内6小学校） 5. 人権フェスタ（人権啓発講演会など）・人権作文フォーラム（人権作文コンテスト表彰式及び朗読会）の開催 6. 特設人権相談（人権擁護委員による人権問題に関する相談）加治木地区7回・始良地区8回・蒲生地区5回 7. 男女共同参画職員研修 全職員を対象として、男女共同参画の視点をふまえた人権研修の実施（2回開催）	・人権研修は実施されているが、男女共同参画の視点に立った人権研修が必要である。 ・全職員が受講可能な開催日等の検討	・男女共同参画の視点に立った人権研修会の実施	A	A	A	A
			学校教育課	1. 各学校の人権教育推進体制の確立 2. 教職員の人権意識の高揚と資質向上 3. 児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善	人権教育については、各学校で年3回以上の研修を行い、男女平等、女性の保護等も含めた幅広い内容で人権に関する意識を高め、実践できるように資質向上に努めている。	1 各学校が実施する人権教育の校内研修における指導・助言 2 県人権・同和教育研究大会への参加（22名）	A	A		
			社会教育課	あらゆる学習機会における人権教育・人権学習の機会を設定する。 （各種学級・講座・学習において年1回以上）	・概ね各種学級・講座・学習の年間計画に位置付け、実施することができた。	・今後も各種学級・講座・学習の機会に、人権教育・人権学習に係る内容を年1回は設定する。	B	A		
141	放課後児童対策の実施	小学校低学年の児童を放課後に保育することで、児童の健全な育成を図りながら、保護者と子育ての両立を支援します。	子育て支援課	保護者が就労等により、日中家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図る。 平成27年度18児童クラブで開設。		平成28年度も、継続して実施している。	B	B	A	B
142	地域子育て支援センター事業	就業の有無にかかわらず、地域住民が協働して子育て中の親子が相談、交流し情報交換等子育てを支援できるよう、地域子育て支援拠点施設の整備を進めます。	子育て支援課	子育て親子の交流や相談等を促進する子育て支援拠点として設置。市内保育所4ヶ所と社会福祉協議会へ2ヶ所（あいあいとかじきっず）を委託。	各センターで行っている講習会等において、母と子だけでなく、両親と子という組み合わせも多くなっている。	6施設について、講習会や相談支援についての、資質向上の取組みを検討中	B	B	A	B

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価		
							H26	H27	H26	H27	
143	ママ・サポート事業	育児不安が強くフォローが必要な産婦に対して、個別に相談に応じ育児不安の軽減や相談機関の紹介を行い、育児の孤立化の予防を進めます。	健康増進課	産後うつ状態が疑われる産婦に対して、助産師による訪問指導を実施した。(実勢12人、延べ62回)	訪問指導だけでなく、医療施設への一時入所等の配慮が求められている。	継続実施	A	A	A	A	
144	ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けをしたい人と、手助けがほしい人を組織化し、子育ての援助を受けたい人が必要な時に安心して利用できる体制の充実を図ります。同時に子育てサロン等と一体化した取り組みを行います。	子育て支援課	育児の援助を受けたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織による子育て支援を行う事業。社会福祉協議会へ委託。	提供会員が増えないこと、事業について知らない人も多く、周知を図る必要がある。	事業継続し、提供を受けたい人が受けやすい環境が作れるよう、事業の周知を行っている。	B	B	A	B	
145	子育てに関する相談の実施	子育てに関する相談に当たっては、相談者の多様な生活形態を受容する人権尊重の視点を踏まえて、画一的な子育て感による「あるべき姿」を強調することが、子育て中の人の孤独や不安に影響を及ぼすことに配慮して行います。また、関係機関(学校・教育委員会等)と相談員(児童委員、スクールカウンセラー等)との連携を強め、学童期、思春期におけるさまざまな問題に対処できるよう相談体制の充実を図ります。	男女共同参画課	・福祉部、教育委員会と連携をし、相談員が多様な問題に対し、支援を行った。		・相談員が多様な問題に対応するため、研修会等に参加する。		A			
			子ども政策課	家庭児童相談員(1名)を配置し、関係機関と情報を共有し連携した。	相談内容も多様化し、さらなる関係機関との連携が必要である。	家庭児童相談員(1名)を配置し、関係機関と情報を共有し連携する。各支所の相談窓口を設置する。	B	A			
			保険年金課	該当事業なし							
			健康増進課	・母子健康相談…妊産婦・乳幼児(実績1,163人) ・産後うつ支援…産婦要フォロー(実績62人) ・発達相談…幼児要フォロー者(実績101人) ・保健師による個別相談…妊産婦・乳幼児(実績1,359人) ・保健師による個別訪問…妊産婦・乳幼児(実績368人) ・発達支援教室…幼児要フォロー者(実績305人) ・母子保健推進員家庭訪問…2か月児・10か月児・未受診児ほか(実績1,241人)	妊産婦・乳幼児の健康状態について、あらゆるケースに対応できる体制整備が図られている。	継続実施		A	B	A	
		社会教育課	・SSVC家庭教育サポーターによる家庭教育学級等の支援を通じた相談活動(随時)	・子育てに悩む保護者が気軽に相談できるようにする。	・これまでの取組を一步進める形で取り組んでいく。		A				
146	子育て便利帳等子育てに関する情報提供の充実	これから子どもを産もうとしている人や子育て中の家庭が、子育てに関し、必要な時に適切な情報が得られるよう「子育て便利帳」の配布等情報提供を行います。	子育て支援課	子育て便利帳を発行。設置場所、子育て支援センター・保育所・パスポート協賛店・行政窓口・母子保健推進員訪問等で配布。	イオンタウンの営業に伴い、パスポート協賛店の募集、更新をすること。	イオンタウン始良出店者の協賛。また、鹿児島市の連携中枢都市圏の協議により、鹿児島市のHPへの協賛店のバナーリンクをはる。	B	B	A	B	
147	育児休業法の周知	性別や雇用形態にかかわらず希望する人が育児休業を取得できるよう、育児休業法の周知に関わる情報提供を行います。	商工観光課	ふるさとハローワークを通じて情報提供を行う。	情報提供を行い育児休業の取得推進に努めた。	継続して情報提供を行う。	-	A			
			男女共同参画課	・鹿児島県主催の研修会に参加した		・鹿児島県主催の研修会の情報を広報誌等で掲載する。	A	A	B	A	



【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
148	民生委員・児童委員活動の推進	主任児童委員を中心した、民生委員・児童委員の活動により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。	社会福祉課	子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。情報を共有するために、主任児童委員研究会を行い、より地域の実情を把握して行動する。		これまでの取り組みを継続しつつ、男女共同参画の視点も盛り込んだ取組を具案検討する。	B	B	A	B
149	子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	市における子育て支援に関する情報をより多くの子育て当事者に届けるために、市におけるあらゆる子育て支援に係る資源を一元的に把握し、ホームページや広報誌にとどまらず、各種健康診査の機会等を捉えて積極的な情報提供を図るための体制整備に取り組む等、多様な方法での広報に努めます。	子育て支援課	子育て便利帳を発行。設置場所、子育て支援センター・保育所・パスポート協賛店・行政窓口・母子保健推進員訪問等で配布。			B	B	A	B
150	地域での見守りネットワークづくりの推進	何らかの支援を必要とする人にとって、最も身近な住民による見守り活動や援助活動のほか、在宅福祉アドバイザーやサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮し推進します。	社会福祉課	担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。 在宅福祉アドバイザーと民生委員は、地域で連携を取っているため、福祉部門との迅速な対応を行っている。		女性の人権の向上を見据えて、見守る者の識見向上を図る。	B	B	A	A
			健康増進課	保健師による訪問活動実績 ・母子保健業務（延べ368件） ・成人保健業務（延べ118件） ・精神保健業務（延べ127件）	保健師だけでなく、在宅助産師・管理栄養士・看護師や母子保健推進員、福祉サービス関係者等との情報共有をもった支援体制が強化された。	継続実施	A	A		
151	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築に向けて、そのあり方について調査研究します。	地域政策課	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティのために、これまでの各地域の歴史や風土を踏まえ、あらゆる地域組織から構成し、地域の独自性を持った「校区コミュニティ協議会」を各校区に設立した。	地域コミュニティの構築は一長一短にはいかないが、新たな地域コミュニティ組織の設立により、少しずつではあるが多様な生活形態や地域の課題解決等に取り組める基礎ができた。	男女共同参画や人権問題の研修会や講座等への参加を各コミュニティ協議会に呼びかける。		B	未	B

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
152	障がいのある人の生活の安定と自立を支えるためのあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入	障がいのある人に係る施策の実施に当たっては、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」を踏まえて、性別によるニーズの把握や対応に配慮します。さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。また、障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するためのサービスの充実を図ります。	長寿障害福祉課	障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス、自立支援医療費、重度心身障害者医療費助成等。 地域自立支援協議会（2回開催）、同専門部会（15回開催）など	障害者（児）が各種の障害福祉サービスを受けるにあたっては、家族をはじめとする介護者、支援者の関わりが大きいですが、就業や家庭生活において、男女の役割分担も以前とは変わり、当然ながら多種多様である。このことに配慮した対応が必要である。	障がい福祉サービスを提供する中で、事業者等とも連携し、性別によることなく安心して給付を受けてもらえる体制づくり、対応に努める。	A	B	A	B
153	子育てにともなう経済的負担の軽減	ひとり親については、自立を促進するため経済的支援を行います。その他、諸制度についても周知と弾力的運用を図ります。その際、家庭の経済的状況が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼすことのないよう、また、経済的理由で就学や進学を断念することがないよう、育英会の貸付制度に関する知識や活用についての周知を行います。	子ども政策課	母子寡婦福祉資金貸付の際に、他制度の貸付についても照会案内を行った。（重複不可）	個別の案件に適応した貸付制度の案内を行う。	貸付の制度について周知を図る。	B	B	B	A
			教育総務課	1. 鹿児島県育英財団の高等学校等奨学生予約募集の周知 ・市内5中学校へ募集要項を案内⇒（申請）24人（採用）22人 2. 始良市育英奨学生の募集 ・広報誌、HPでの募集案内及び市内5中学校及び4高等学校へ募集案内⇒（応募）16人（採用）14人	鹿児島県育英財団奨学金及び始良市育英奨学金制度の募集要項において、家族構成や性別によって応募が制限される要素がないように配慮している。	平成27年度と同様の取組を行う。	C	A		
154	子ども医療費助成事業	安心して子育てができるように、子ども医療費助成事業により一層に周知を図ります。	子ども政策課	子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの健康維持を図るため、小学校を卒業するまでの期間、保健診察による経費による医療費に係る自己負担額の助成を行っている。（受給者登録者数8,314人）	子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの健康維持を図るため、支給対象の拡大を検討する。	子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの健康維持を図るため、小学校を卒業するまでの期間、保健診察による経費による医療費に係る自己負担額の助成を行う。	A	A	A	A
155	ひとり親家庭に対する保育所への優先入所	ひとり親家庭に対し、保育所に優先的に入所できるよう配慮します。	子育て支援課	保育所入所選考において、母子父子家庭は指数調整による加算を設け、優先的に入所できるよう配慮している。	母子父子家庭の保育所入所を優先的に行うことで、保護者の就労支援にもつながり生活の安定に寄与した。	母子父子家庭が安心して暮らせるため、保育所入所においても配慮していきたい。	B	B	B	B

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
21再掲	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て中の方が、市が主催する講座や会議などに参加しやすいよう一時保育の実施について体制の整備を図ります。	総務課	職員採用試験の受験会場で、受験生のための一時預かりサービスを設けることとしている。	毎年一時預かりのサービスを準備しているが、これまで利用実績がない。	今後も一時預かりサービスは、募集要項に記載していく。	-	A	A	A
			男女共同参画課	・男女共同参画推進講座等において、託児を実施	・男女共同参画講座等において、託児の利用があり、多様な立場の方の参加に繋がった。	・男女共同参画講座において、託児を設置する。	-	A		
			保険年金課	該当事業なし			-			
			健康増進課	女性検診時に託児サービスを設けた。(利用実績：12回/156人)	託児サービス利用者には好評を得ているが、今後の利用率向上に向けての周知徹底が必要である。	継続実施	-	A		
			社会教育課	公民館短期講座「えがおで子育て」計4回 開設場所：加治木保健センター ①平成27年9月4日 10:00～11:30 ベビーとママの体操(親子でスキンシップ) ②平成27年9月11日 10:00～11:30 絵本の読み聞かせ・わらべうたで遊ぼう ③平成27年10月9日 10:00～11:30 産後のママの健康管理「からだと心と性のリズム」 ④平成27年10月16日 10:00～11:30 親子で楽しむ音楽会(弦楽四重奏)	・参加した親子のコミュニケーション促進や参加者相互の交流を図ることができた。	・短期講座だけでなく、年間講座においても一時保育の実施を行う予定である。	-	A		
図書館	1 図書館行事の講演会など一部行事において、一時保育(託児)を実施(3回) 講演会(1人) 読み聞かせ講座(10人) 夏休みおはなし会(4人) 合計15人	・講座の受講者が増加した。 ・一時保育の実施が必要と思われるすべての行事で実施できるよう予算措置を行なう必要がある。	図書館行事の講演会、読み聞かせ講座、夏休み図書館講座等での一時保育実施	-	A					
156	スクーリング・サポート事業	登校できずに悩んでいる児童生徒に仲間との「ふれあい」の機会を提供し、いろいろな体験学習をすることによって、自主性や社会性、人のかかわり方などの能力を養い、学校へ復帰できるように指導助言を行います。	学校教育課	1 適応指導教室(ふれあい教室)を始良公民館、加治木総合支所に開設し、不登校児童生徒の適応指導の在り方について調査研究を行う。 2 「ふれあい教室」への通室をととして、学校・家庭・地域社会との連携を構築し、社会的自立ができるように努める。		1 「ふれあい教室」への通室をととして、学校・家庭・地域社会との連携を構築し、社会的自立ができるように努める。	A	-	A	A
157	交流の場としての公園の整備	子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる公園の整備を推進します。	都市計画課	1 公園の新設を行った。公園を設計する段階で地域の実情や利用形態など地域住民からの意見を取り入れ子どもから高齢者まで利用しやすい公園づくりをおこなった。 2 職員が男女共同参画研修に参加した。	幅広い年齢層や性別、障害の有無などさまざまな人が利用する公園づくりは、できるだけバリアの無いように整備することが重要であると感じた。	1 都市公園等の整備や利用について、男女共同参画の観点から維持管理や整備を行う。 2 男女共同参画の研修等に参加しより意識を高める。	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
158	高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発	経済的・生活的自立に関して、租税教育等の機会を活用するなど男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実をはかり、若年期からの生活の安定と自立を見据えたライフプランニングについての啓発を図ります。	税務課	始良市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、税に対する理解を醸成するため、各学校で出前講座を実施した。 実施状況は、次のとおりである。 小学校 中学校 (加治木地区) 1校 (始良地区) 6校 1校 (蒲生地区) 1校 合計 1校	男女が共に担う社会実現の為、経済的・生活的自立について税の観点から学習できた。	始良市内の小学校の児童・生徒を対象に税に対する理解を醸成するため、各学校と連携して租税教育出前講座を予定している。(小学校9校)	B	B	B	B
159	各種相談窓口の環境整備	地域課題の多様化に伴い、生活上の困難を複合的に抱えるなど各種相談へのニーズも多様化・複合化するなど、相談に係る施策に多様化への対応が求められています。そのため、生活に関する様々な相談窓口を一元化し、利用促進を図る周知を行うなど、相談者にとって適切な相談が受けられる環境の整備に取り組めます。	男女共同参画課	・女性相談窓口受付(9:00から16:00) ・始良本庁:月一金 ・加治木総合支所・蒲生総合支所 事前予約による相談対応		・継続した支援を行う		A	A	A
			保険年金課	該当事業なし						
			健康増進課	該当事業なし		事業予定なし		-		
160	リサイクルの推進	子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、必要なくなったチャイルド・シート等子育てに必要なものをリサイクルするための意識の醸成やシステムの整備を進めます。	生活環境課	・平成27年度中はチャイルドシート等のリサイクルは実施していないが、リサイクルショップの利用などでごみ減量が図られることについて広報誌に掲載した。 ・リサイクル推進の取り組みとして、昨年度との変更点はありません。市内6箇所の資源物集荷所の開設と衣類の収集を継続しています。 ・可燃ごみ・資源物・粗大ごみを直接搬入する施設の案内標識を設置した。	衣類のリサイクル割合が増加した。	資源物集荷所の開設日数や時間帯の拡大を検討する。	B	A	B	A

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
161	虐待防止ネットワークの確立	高齢者や障がい者や子ども等の人権を守るため、虐待の防止に向けた啓発を行います。また、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見、予防に取り組むとともに、問題解決のための情報の共有や関係機関との連携体制を整備します。	男女共同参画課	・関係機関が開催する会議で情報の共有を行い、連携の体制づくりに努めた		・関係機関が開催する会議で情報の共有を行い、連携の体制づくりに努める。	A	A	A	A
			子ども政策課	虐待等の情報提供の際は、各関係機関と情報を共有し、場合によってはケース会議等を開き対応した。	情報提供者と被害者の情報漏えいに細心の注意を払う。	虐待等の情報提供の際は、各関係機関と情報を共有し、場合によってはケース会議等を開き対応する。	A	A		
			長寿障害福祉課	権利擁護事業として、高齢者虐待防止及び早期発見のためのパンフレットをカウンターへ配置している。高齢者虐待発生後の対応としては、延55件あり、司法機関、警察署、介護事業所、民生委員、自治会長、社協、介護事業者、庁内関係部署等、ケースに応じてあらゆる機関等と連携を図り対応した。現時点ではネットワークは確立されていない。各々の事例について、担当者会議（ケース会議）を開催し、対応策を協議し、支援につなげる。	審議会等は開催していないが、個々のケースごとに高齢者虐待対応ケース会議は開催している。また、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応の必要性について、介護・医療従事者に理解していただくために研修会を開催した（出席者数：99名）	・サロンや自治会活動等中でパンフレットの配布を行っている。 ・「介護の相談 語らい処」の看板を設置している事業所の広報に努め、介護者がいつでもどこでも相談できる場があることに周知を図り、虐待防止を図っていく。	B	A		
162	高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発	地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に発揮し、男女共同参画の視点に立った地域における支援を促進し、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発を行います。また、年齢にとらわれないことと、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう取り組みます。	社会福祉課	社会福祉協議会の実施する高齢者サロン及び地域行事への参加を通じ、社会参加の機会について、個々人の意向に配慮しつつ、広報・啓発に努める。		継続取組	B	B	A	B
			長寿障害福祉課	○高齢者の積極的な社会参加と介護予防を進めるため、介護施設などでボランティア活動に参加するボランティアポイントの実施 参加者57名	申込者は女性が大半を占めている。		B	B		
163	シルバー人材センターの支援	教育・子育て・介護・環境の分野を重点的にシルバー人材センターと共同して事業の支援の推進を行います。また、シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるような多様な就労機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図ります。	長寿障害福祉課	・技術・技能・施設管理・事務・一般作業・サービス等の幅広い業務を受注している。 ・環境美化、子どもとのふれあい、耕作放棄地の活用等、新たな取組も行っている。 ・「シルバーの日」にボランティア活動（地域清掃活動）を行っている。	作業・委託内容により、会員個人の特性に応じた人員配置を行っており、効率的な作業を実施するよう心がけている。 ニーズに応じた事業展開と新規会員の加入。	継続実施	B	B	A	B
164	老人クラブ活動への支援	世代間の理解を促進するための各種交流事業を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動への支援を行います。	長寿障害福祉課	高齢者の健康と生きがいをづくり、仲間作り等を目的に、各種活動を行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会への活動・事業補助	高齢者は固定観念が強い部分が見受けられるので、理解を得ることに手間取ることがある。 新規会員の加入。	女性会長の登用の推進	B	B	A	B

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
165	消費生活についての啓発・教育	消費者被害防止の普及啓発の強化を図ります。また、一人暮らしの高齢女性が被害にあう場合が多いことから、高齢女性が利用しやすい体制の整備を図ります。	男女共同参画課	○相談員に女性を配置し、たとえ女性が被害にあったとしても、相談しやすい体制を整えている。 ○出前講座を各地で開催し、消費問題を身近に感じてもらい、普及啓発に努めた。 ○JAあいら女性部、母子寡婦福祉会において「消費生活出前講座」を実施した。		継続して実施。	B	A	A	A
166	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう居宅事業所や医療機関、福祉関係機関と連携してネットワークを形成し、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。	長寿障害福祉課	1 居宅介護支援事業所の介護支援専門員をはじめとする医療機関、介護保険施設等との連携(2,722件) 2 介護支援専門員に対する個別支援(73件) 3 介護予防ケアマネジメント点検(3,509件) 4 主任介護支援専門員連絡会(1回) 5 介護支援専門員等研修会(3回) 6 地域ケア会議の開催(39回)	関係機関との連携を重要視しながら、業務を遂行してきた。	1 介護支援専門員に対する後方支援の継続 2 地域包括ケアシステムの構築のための地域ケア会議の継続開催 3 医療機関との連携の充実	B	B	B	B
167	多様な介護サービスの提供	介護する人・介護される人の多様なニーズに対応するため、様々な介護サービスが利用できるよう関係機関と連携を図ります。	長寿障害福祉課	1 インフォーマルサービス一覧表を作成した。 2 認知症の人とその家族が住みよいまちは、誰もが住みよいまちであるという考え方をもとに次の事業を展開 (1)地域支え合い体制づくり事業により、認知症の人と家族介護者を支援するための徘徊模擬訓練を実施した(市内5か所で実施し、延330人が参加) (2)認知症の人と家族介護者を支援するための認知症サポーター養成講座を開催(開催回数29回、受講者1215人)	介護保険制度では対応できないニーズに対応するために生活支援サービスの充実を図る必要がある。	生活支援・介護予防の体制整備における、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置及び、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための協議体を設置する。	B	B	B	B
168	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時の在宅高齢者を支援します。	長寿障害福祉課	高齢者の急病及び災害時に対応するための緊急通報装置を貸与することにより、不安を解消し、住み慣れた地域での在宅生活を支援する。 【利用者数】 295名	特になし	継続実施	A	A	A	A
169	外国人が安心して暮らせる環境の整備	国際交流を行うNPO等の団体と連携し、言語の問題等、地域社会の中で孤立しやすい外国人が、性別や、その生活形態にかかわらず、尊厳を持った日常生活を送ることができる環境の整備に努めます。	企画政策課	○市内国際交流協会へ、男女共同参画の視点を踏まえた事業実施を行うよう助言する。		今年度も市内国際交流協会による韓国との交流や外国人による講演会、料理教室、農業体験等実施予定である。これらの事業に対して、男女共同参画社会の視点に立ったイベントの実施・運営や外国人が文化・価値観の違いから社会から孤立しないような社会の実現に向けた環境づくりについての助言・普及啓発に努める。	B	B	B	B

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
170	家庭介護者の介護負担の軽減	高齢者を介護している家族に対し、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした各種サービスの充実を図ります。	長寿障害福祉課	総合相談支援事業 地域包括支援センターに所属する社会福祉士、保健師、主任介護支援専門等による介護・福祉・医療・権利擁護等の相談件数延9,070件の対応をした。 ○認知症サポーター要請講座により、認知症のかたがたの介護方法の学習及び介護者のストレス解消のための支援を行う。 参加者1,215名 ○家族介護支援事業により、介護者の経済的支援のため、紙おむつの必要な方に支給する。対象者308名	包括的支援事業における「介護予防ケアマネジメント業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」と連動しつつ業務を遂行した。	各専門職の質の向上を図るために、積極的に研修に出席する。	-	A	A	A
171	コミュニティバスの利用促進	高齢者等の移動手段となる、車を持たない市民の自立支援となるコミュニティバス運行体系を整備し、利用促進を図ります。	地域政策課	■始良市交通システム検討委員会（平成27年度をもって廃止。始良市地域公共交通会議へ移行） 【目的】 乗合バス輸送等に係る生活交通の維持・確保及び新たなシステムの方策について検討、協議 ○日時：H28.3.16(水) 【委員】出席者13人（内女性5人） ○内容：報告… ・三庁舎間バス加音ホール経由への路線変更（H27.9.1～） ・中山間地域におけるコミュニティバスのフリー乗降制度の導入（H28.4.1～） 協議…システム検討委員会の廃止及び地域公共交通会議への機能移転	過疎化や高齢化の進む中山間地域に居住する高齢者等が、生活の足としてより利便性の高い公共交通を構築するための計画策定や実施に向けた体制作りの必要性が課題である。	公共交通の利用者（特に高齢者や障がい者等）や公共交通事業者、国・県の道路管理者、警察等が一同に会し、協議を行う機関として「始良市地域公共交通会議」を設置することとしている。	B	B	B	B
172	要援護者ネットワークの整備	プライバシー保護に配慮しながら、要援護状態にある高齢者や障がい者等、災害時に避難誘導などを必要とする人の把握に努めます。	危機管理課	これまでは、災害時に支援が必要な住民（災害時要援護者）を手上げ方式で把握し社会福祉課が名簿を作成、災害時に情報提供を受け避難支援等に活用することとしていたが、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、要援護者を要配慮者と表現するようになり、また、この要配慮者のうち避難時に支援が必要な者を把握し避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、関係各課と協議を重ね把握に努めた。	災害時要配慮者の最新の情報を得るため、住基システム等と連携した、災害時要配慮者支援システム導入が必要である。	プライバシーの保護に配慮し、高齢者や妊産婦及障がい者など災害時の避難支援を要する人の把握に努める。	C	B	B	B
			社会福祉課	高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守りを通じて、要援護者の把握に努める。		要援護者⇔要支援者（要配慮者）の関係を、災害時の迅速かつ適切な措置に生かせるようにしたい。	B	B		
			長寿障害福祉課	在宅福祉アドバイザーを地域の核として、民生委員と連携を図りながら、高齢者や障害者に対し、声かけや見守り活動を行う。	在宅福祉アドバイザーは女性が大半である。	継続実施	B	B		

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
173	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	避難所における授乳スペースの設置や、着替えスペースの確保等、一人ひとりの人権に配慮した避難所の運営等、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めます。	危機管理課	始良市地域防災計画に、「女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める」等の記載や、市避難所運営マニュアルでも福祉避難室等の設置についても定めており、男女共同参画の視点に立った事業にも取り組んだ。	避難所運営において、更衣室や授乳室として使用できるパーテーション等整備が必要であると考えており、年次的な整備計画を作成し整備に向けて検討する。	避難所整備事業の中で、主な避難所に更衣室や授乳室として使用できるパーテーション整備を図る。	B	B	B	B
174	子育てグループの活動の支援	核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化により、子育てに対し悩みを抱えている保護者同士が子育てについて相談し合える環境の整備を図るとともに、子育てサロンや親子ふれあい教室等、子育てグループの活動を支援します。	子育て支援課	子育て便利帳へ子育てサロン実施会場の掲載		社会福祉協議会・大楠ちびっ子園と連携を進める	B	B	A	A
			社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「始良市子育て手帳」の配布と活用</li> <li>・SSVC家庭教育サポーターの活用</li> <li>・公民館等の施設を利用して実施される親子ふれあい教室等の活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な親子ふれあい活動を促すことができる環境を整えていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SSVC（スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター：学校支援）事業の中で、子育てに悩む保護者が気軽に相談できる人材として、家庭教育サポーターを配置している。今後、その充実を図っていく。</li> </ul>	B	A		



【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価		
							H26	H27	H26	H27	
175	バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	高齢者・障がい者、妊婦、子育て中の人等すべての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びをもって生活を送ることができるよう、高齢者の移動手段の確保や段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	男女共同参画課	・公共の施設を作る際、男女共同参画の視点に基づき配慮した計画を立てるように担当部署へ周知した。		・継続して、情報提供を行う。		A			
			保険年金課	北山診療所において、高齢者等の診察に支障が無いよう、スロープの設置による段差の解消や手摺の設置などバリアフリー設計としている。また、施設内での移動が安全にスムーズに行われるよう歩行補助機を配備している。			-	A			
			健康増進課	●小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（1件/257,514円助成）		継続実施			-		
			建築住宅課	大楠ちびっ子園増築工事やかじき親子集いの広場改修工事、花園寺跡公園公衆便所等の公共施設建設および始良市火葬場建て替えに係る設計業務にあたり、鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等の活用により施設のバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザインに配慮した設計・施工を行なった。また、市民の安全・安心なリフォームを支援する目的で設立した「始良市安心リフォーム推進協議会」による始良市安心リフォーム登録事業者について周知を行なった。 I 公共施設の整備 1 利用円滑化通路の整備 車いす利用者用駐車場及びバリアフリー通路の整備（全施設） 2 出入口の整備 出入口幅の確保・引き戸及び自動ドアの設置（全施設） 3 廊下・階段の整備 通路幅の確保、階段および階段に代わり又は併設する傾斜路 5 多目的便所の設置 車いす利用者対応便器・オストメイト対応便器・着替え台（フティングボード）・おむつ交換台等（消防本部・公衆便所等） II 始良市安心リフォーム推進協議会 ・始良市安心リフォーム登録事業者一覧表の作成・配布（電話・窓口相談時に活用）	・公共施設の新築・改修等において、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した設計・施工を実施したが、施設および設備の満足度等について調査していない。	1 男女共同参画の視点からの公共施設設計の実施 2 鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づく公共施設の整備 3 長寿社会対応設計指針に基づく公共施設の整備	B	B	A	A	
		社会教育課	・所管施設の改修・整備におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点からの検討機会の設定	・公共施設の改修等において、スロープや手摺りの設置など、バリアフリー設計としている。	・公共施設としての使命を踏まえた上で随時検討していく。		A				

【重点的に取り組むこと】 5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた 次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
	男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）	○困難を抱えている女性のための就労支援を図られたい。								
	男女共同参画推進委員会 評価コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後うつの状態が疑われる産婦に対して、訪問指導だけでなく、医療施設への一時入所等に対しての配慮もお願いしたい。</li> <li>・相談員が多様な問題に対応するため、研修会等に参加するように呼びかけてほしい。</li> <li>・男女共同参画や人権問題の研修会や講座等への参加を各コミュニティ協議会に呼びかけてほしい。</li> </ul>								
	男女共同参画審議会 評価コメント									

【重点的に取り組むこと】 6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
1再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。	男女共同参画課	1. 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） 2. 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 3. メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） 4. 職員研修（2回） 5. 出前講座（デートDV防止講座 3校）（社会教育学級 4回）（議会 1回）（教職員 1校）（事業所 1ヶ所）（保育協議会）	・多様な方に受講できる環境を整えることができた（託児） ・新規の参加者や男性の参加者への呼びかけの工夫が必要	① 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） ② 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 ③ メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） ④ 職員研修（2回） ⑤ 出前講座（デートDV防止講座中3全校）（事業所・地域）	-	A	A	A
176	「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についての広報・啓発活動の推進	始良市男女共同参画推進条例第3条第4項に則り、性別に関わりなく、すべての人が地域社会や家庭生活に参画し、男女共同参画を実現するため、ライフスタイルに応じた多様な働き方のための仕事と生活の調和の必要性について理解を深めるための研修や情報提供を行います。	男女共同参画課	広報誌にライフワークバランスについての情報を掲載し、啓発を行った。	限られた枠の中でどのような文章にすれば広く周知できるか、さらに検討する必要がある。	引き続き、広報誌にワークライフバランスについての情報を掲載し、啓発を行う。またホームページも利用し、啓発の促進を図る。	A	B	A	B
177	男性の育児休暇・介護休暇取得の促進	父親の子育て参画や子育て中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画について啓発を行います。	総務課	該当する職員への「始良市子育てハンドブック」の周知を行い、また特定事業主行動計画の改訂を行った。	育児休業の該当者だけでなく、その上司、同僚となる全ての職員への制度趣旨を周知することが必要である。	特定事業主行動計画についての職員説明会を実施する。	B	A	B	A
			男女共同参画課	・県主催の研修会に参加した。		男性の育児休暇取得を促進するため、「パパ・ママ育休プラス」に関する情報及びその他男性の育児休暇取得に関する情報を、広報誌に掲載する。	A	C		

【重点的に取り組むこと】 6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
6再掲	人権教育・学習の推進	始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女平等などの人権教育を進めます。	男女共同参画課	1. 「人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、事業を展開。 2. 市内3小学校において「人権の花」運動を実施し、人権の花ひまわりを栽培することで、人権尊重意識を育てる。 3. 人権週間 ポスター掲示、広報誌掲載等による人権啓発活動（平成27年12月4日から10日） 4. 人権教室 人権擁護委員による児童への人権教室開催（市内6小学校） 5. 人権フェスタ（人権啓発講演会など）・人権作文フォーラム（人権作文コンテスト表彰式及び朗読会）の開催 6. 特設人権相談（人権擁護委員による人権問題に関する相談）加治木地区7回・始良地区8回・蒲生地区5回 7. 男女共同参画職員研修 全職員を対象として、男女共同参画の視点をふまえた人権研修の実施（2回開催）	・人権研修は実施されているが、男女共同参画の視点に立った人権研修が必要である。 ・全職員が受講可能な開催日等の検討	・男女共同参画の視点に立った人権研修会の実施	A	A	A	A
			学校教育課	1. 各学校の人権教育推進体制の確立 2. 教職員の人権意識の高揚と資質向上 3. 児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善	人権教育については、各学校で年3回以上の研修を行い、男女平等、女性の保護等も含めた幅広い内容で人権に関する意識を高め、実践できるように資質向上に努めている。	1 各学校が実施する人権教育の校内研修における指導・助言 2 県人権・同和教育研究会への参加（22名）	A	A		
			社会教育課	あらゆる学習機会における人権教育・人権学習の機会を設定する。 （各種学級・講座・学習において年1回以上）	・概ね各種学級・講座・学習の年間計画に位置付け、実施することができた。	・今後も各種学級・講座・学習の機会に、人権教育・人権学習に係る内容を年1回は設定する。	B	A		
7	人権・男女共同参画に関する授業の取り組みに関する支援	学習指導要領に基づき、家族の一員として役割を果たし家族を築くことの重要性などについて理解を深める学習を実施するに当たり資料・情報の提供を行います。	学校教育課	1. 道徳教育の充実 「友情・信頼・思いやり」「男女の協力」「家族愛」などの道徳的価値を自覚する取組の推進 2. 特別活動における学級活動の充実 ・学級の係活動をとおして協力して学級をよりよくすることについての体験的理解 ・クラス全員で遊ぶ日の設定など、男女の信頼関係を形成する取組の推進	モラリティ・インクルーブメント推進事業（学校・家庭・地域の協働による児童生徒の道徳性向上を図る事業）などの各企画・研修会を実施する中で、男女平等を人権課題の一つとして捉え、人権教育を進める上でその重要性を鑑み、あらゆる教育の場で前提として進めている。	1 各小・中学校における道徳教育の充実 ・「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」における道徳授業の公開 ・モラリティ・インクルーブメント推進事業に係る道徳教育研究推進校の事例発表会（加治木小） 2 学級経営研修会の実施 ・個を大切に作る学級経営に関する実践事例発表並びに協議、大学教授による講演	A	A	A	A
178	仕事と家庭の両立ができる誰もが働きやすい環境をつくるため事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。	商工観光課				-	-	B	-

【重点的に取り組むこと】 6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
179	家族経営協定の締結の促進	生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結を推進します。また、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	農政課	家族経営協定の締結：2家族	特になし	家族経営協定の締結促進	B	B	A	B
15再掲	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯を見通した総合的なキャリア教育を進めます。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の重要性について理解の促進を図ります。	男女共同参画課	・市報において「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の啓発を行った		・市報において「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の啓発を行う	A	A	A	A
			学校教育課	1 各小・中学校におけるキャリア教育の推進 ・職場見学、職場体験学習の推進 ・事業所等からの講師招聘によるキャリア教育に係る出前授業の実施 ・キャリア教育の充実に向けた教職員の資質向上を図るキャリア教育担当者研修会の実施(年2回) 2 地域が育むキャリア教育推進協議会の開催(年2回) ・基礎的・汎用的能力の育成(人間関係形成・社会形成能力)(自己理解・自己管理能力)(課題対応能力)(キャリアプランニング能力)	キャリア教育推進にあたっては、男女の区別なく将来の社会的・職業的自立に向けて取組を進めており、そのことは結果的に男女共同参画の視点に立った取組の推進につながっていると考えている。	地域が育むキャリア教育推進協議会の開催(年2回)の実施している。	B	A		
180	メンター制度の確立に向けた調査・研究	女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談にのり、助言を与えてくれるメンター制度の確立に向けて、女性は「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を図るためのメンター制度を設けている自治体について情報を収集・研究します。	総務課	新規採用職員研修のカリキュラムに、先輩職員を講師とした、本人の経験に基づくワークライフバランスについての説明を盛り込んだ。	具体的に目標としようとする職員を身近に感じることによって、ワークライフバランスの大切さを感じることができた。ただし、研修内容が仕事とプライベートのバランスのみに傾倒することのない様に注意する必要がある。	現時点で「メンター制度」の導入に向けた準備は行っていない。	-	B	未	B
181	マザーズハローワーク事業の推進	育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることから、子育て女性等の再就職を重点的に支援するマザーズハローワーク事業を推進します。また、再就職や職業開発等きめ細やかな支援と情報の提供を行います。	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供等を行う。	情報提供を行い就労機会の増加に努めた。	マザーズハローワーク事業の推進を図るとともに継続して情報提供を行う。	-	A	未	A
182	妊娠・出産する女性の就業機会の確保	妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いに対する周知啓発を行い、妊娠・出産する女性の就業機会の確保を図ります。	商工観光課				-	-	A	A
			男女共同参画課	広報紙やホームページに記事を掲載し、啓発を行った。	限られら枠の中でどのような文章にすれば広く周知できるか、さらに検討する必要がある。	引き続き、広報紙およびホームページを利用し、啓発を行う。	A	A		

【重点的に取り組むこと】 6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
183	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の制度の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	商工観光課				-	-		
			男女共同参画課	未実施		事業所への周知や母性保護に関する制度についての情報を収集し、広報紙やホームページに掲載する。	-	C	未	C
184	コミュニティ・ビジネス等起業活動に関する支援	コミュニティ・ビジネスは、特に、働く場や働き方が限られる子育て中の女性にとって、主体的に働き方を選択できる選択肢のひとつであることから、コミュニティ・ビジネスや起業に関して、情報提供等の支援を行います。	男女共同参画課	未実施		・女性企業家を目指す市民向けのセミナーや体験ワークショップ実施に向け、情報収集を行う。	-	C		
			農政課	女性農業者団体ファーム・ミズあいらによる研修 平成28年3月28日 講演：家族で働く農業について 講師：高崎 恵	家族経営協定についての理解と促進が図られた。	男女共同参画をテーマとした研修会の実施。	B	A	A	A
185	新規就農者への男女共同参画の視点を踏まえた支援の充実	就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介など、女性の新規就農希望者の就農に関し、男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農政課	女性の新規就農希望者の就農相談に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援及び啓発を行った。	特になし	平成27年度に就農した女性農業者に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援（技術指導、経営指導等）を行う。	-	B	B	B
186	農業者年金の加入促進など社会保障制度の周知	男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入促進など各種社会保障制度の情報提供を行い、普及・定着を図ります。	農政課	農林業労働者災害共済制度の周知及び加入促進を行った。 ①農林政座談会（2月 200名） ②中山間地域等研修会（2月 60名） ③認定農業者研修会（3月 50名）	女性農業者の参加が少ない。	農業者団体等の総会、研修会等において、農林業労働者災害共済制度の周知及び加入促進を行う。	B	B		
			農業委員会	・女性農業委員の農業者年金加入推進研修会への参加 ・農業者年金の周知や加入促進などのためパンフレットを配布した。 ・若い農業者への農業者年金啓発活動（農業委員による個別訪問）	農業者年金制度についての研修には、女性農業委員の参加も呼びかけ、加入対象者の中に女性農業者のリストもあげて啓発活動を行っているが、保険料負担や国民年金保険料納付免除などの要件で農業者年金加入者が少ないのが現状である。	農業者団体等の総会、研修会等において、農業者年金制度の概要と必要性について自主研修を行う予定。 ・女性農業委員の農業者年金加入推進特別研修会への参加。 ・始良市女性農業者の会「ファームミズあいら」との連携を図る。	B	B	B	B
18再掲	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、若年期からの社会感覚を磨き納税意識を高められるよう、内容の充実を図ります。	税務課	始良市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、税に対する理解を醸成するため、各学校で出前講座を実施した。 実施状況は、次のとおりである。 小学校 中学校 (加治木地区) 1校 1校 (始良地区) 6校 1校 (蒲生地区) 1校 1校 合計 8校 2校	租税と言う社会的責務の基礎的な部分について、学ぶことができた。	始良市内の小学校の児童・生徒を対象に税に対する理解を醸成するため、各学校と連携して租税教育出前講座を予定している。（小学校9校）	B	B	B	B

【重点的に取り組むこと】 6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
187	パワーハラスメントに関する情報提供	事業所に対して、職場における「パワーハラスメント」の定義を周知するとともに、労働者に対して防止・救済に関する情報を提供します。その際、パワーハラスメントは人権問題であることへの理解を深められるような広報のあり方に留意します。	商工観光課				-	-		
			男女共同参画課	広報誌およびホームページでハラスメントに関する記事を掲載し、情報提供を行った。	限られた枠の中でどのような文章にすれば広く周知できるかさらに検討する必要がある。	引き続き、広報紙およびホームページにハラスメントに関する記事を掲載し、啓発を行う。	A	A	A	A
188	男女雇用機会均等法法令、制度の周知	男女雇用機会均等法関係法令、制度の周知については、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努めます。	男女共同参画課	県主催の研修会に参加した。						
189	「仕事と家庭を考える月間」の周知	10月の「仕事と家庭を考える月間」を周知し、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の必要性に関する気運を高めるとともに、両立指標を活用した「ファミリー・フレンドリー企業」の普及促進など、事業所に対する働きかけを行います。	商工観光課				-	-		
			男女共同参画課	広報誌にワークライフバランスについての記事を掲載し、啓発を行った。	事業所に対する啓発活動の普及、促進に努める必要がある。	広報誌だけでなくホームページも利用し、啓発の促進を図る。また事業所における啓発活動の促進について、関係機関と協議する。	A	B	B	B
190	男性を対象にした育児への参画のための支援	学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供を行います。また、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供を通じ、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図ります。	子育て支援課	子育て支援センターの講習会等への父親の参加ができるよう、情報提供をおこなった。	父親を対象とした講習会は開催していない。					
191	男性を対象にした介護への参画のための支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供を拡大します。	長寿障害福祉課	未実施						
192	職業訓練等の情報提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行います。	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供を行う。	情報提供を行い安定した就労確保に努めた。	継続して情報提供を行う。	-	A	未	A

【重点的に取り組むこと】 6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
193	市役所におけるポジティブ・アクションの推進	始良市男女共同参画推進条例第2条第2項（積極的改善措置）に則り、職員の女性を対象に政策形成の力量形成を図る研修の情報を提供するとともに、市役所における職種・職域・職階の性別による偏りを改善するためのポジティブ・アクションの実施に向けて、各種法令等を踏まえて調査研究を行います。	総務課	女性リーダー研修等の受講の推進を図った。また、女性活躍推進法にかかる特定事業主行動計画の策定を行った。	宿泊を伴う研修参加に対し、家庭の都合（子どものこと等）により敬遠される傾向がある。	女性職員に特化した研修等の受講の推進を引き続き行う。また、女性活躍推進法にかかる特定事業主行動計画の進捗管理を行う。	-	B	A	A
			行政管理課	「人材育成方針」に基づき、職員の能力を伸ばす研修等の実施により、市職員としての意識改革等に努めるとともに、管理能力や政策形成能力などの能力開発に努めた。今後も質の高い行政サービスの提供及び女性職員の登用において、職員の士気の向上と組織の活性化を図っていく。	女性職員の比率は、年々改善されているが、女性の管理監督者が少ない。女性職員の職場を限定することなく、すべての部門への進出・配置を検討する必要がある。	女性管理職登用の基礎づくりのための能力開発に努める。	-	B		
			消防総務課	新消防庁舎建設事業において、女性消防職員の採用を考慮した設計を建築住宅課と消防本部で協議し平成27年3月20日に完成。（消防本部、中央消防署、通信指令室の更衣室・仮眠室・浴室・洗面所・トイレ等の設置） 新消防庁舎において、設備等の維持管理を行う。	女性が使用するという点での室内装飾、休養スペース、暗証番号キー等によるプライバシーの確保が出来た。 また、今後は女性職員増及び異動等を考慮し、始良・浦生分遣所の改築が今後の課題となる。	引き続き新消防庁舎において、設備等の維持管理を行う。（消防本部、中央消防署、通信指令室の更衣室・仮眠室・浴室・洗面所・トイレ等）	A	A		
194	事業所等に対するポジティブ・アクションに関する情報提供	関係機関と連携し、事業所におけるポジティブ・アクションを推奨するとともに、積極的にポジティブ・アクションを導入することができるよう、事業所の規模に応じた具体的な方法について好事例を収集し情報提供を行います。	商工観光課				-	-	A	B
			男女共同参画課	県主催の研修会に参加した。		研修会等に参加し、情報収集に努める。また広報誌やホームページに記事を掲載するなど事業所への啓発活動を行う。	A	B		
195	市役所における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進	特定事業主行動計画により、職員一人ひとりが、出産・子育てに理解ある働きやすい職場を目指し、「男性職員の育児休業法の取得促進」や「労働時間軽減のための職場環境の改善」等、市役所における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組まします。	総務課	新規採用職員や各階層ごとの研修カリキュラムに含まれる「ワークライフバランス」についての受講を実施した。また、男性職員による育児休業の取得（1ヶ月半）、ノー残業デーの啓発を行った。	新規採用職員に対する研修は、先輩職員の経験を直接聞く機会であるため、より現実的なこととして捉えることができた。 ノー残業デーの周知徹底を行わなければならない。 男性職員の年度途中における育児休業の取得は、女性職員の場合に比べると事前情報が少なく、予算的な面からも対応が十分でない場合がある。所属部署における事前の理解・準備が必要。	同様の研修を行っていく。	-	A	C	A
196	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入推進	公共契約において、適正な労働条件の確保に資する取り組み、男女共同参画への積極的な取り組みをしている事業所を評価する事項の導入を推進します。	工事監査課	平成26・27年度入札参加資格登録の際の事業所ランク付けを、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所に良い点数をつけて高く評価した。平成28・29年度の入札参加資格登録の際も考慮する。	市内建設業における女性の参画推進を図っている企業の評価をするとともにその推進を図った。	入札参加資格申請時に男女共同参画に関する評価事項に関する評価制度の導入推進。	B	B	B	B



【重点的に取り組むこと】 6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた 次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
	男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）	○関係課と連携し、事業所への男女共同参画に関する情報の提供を図られたい。 ○男性の育児・介護に積極的にかかわるための講座を実施してほしい。								
	男女共同参画推進委員会 評価コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業の該当者だけでなく、その上司、同僚となる全ての職員への制度趣旨を周知してほしい。</li> <li>・女性起業家を目指す市民向けのセミナーや、体験ワークショップ実施に向け、情報収集を図ってほしい。</li> <li>・各種相談室について、さらなる周知をお願いしたい。</li> </ul>								
	男女共同参画審議会 評価コメント									

【重点的に取り組むこと】

7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
1再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。	男女共同参画課	1. 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） 2. 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 3. メディア・リターン講座（市内中学1年生対象） 4. 職員研修（2回） 5. 出前講座（デートDV防止講座 3校）（社会教育学級 4回）（議会 1回）（教職員 1校）（事業所 1ヶ所）（保育協議会）	・多様な方に受講できる環境を整えることができた（託児） ・新規の参加者や男性の参加者への呼びかけの工夫が必要	① 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） ② 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 ③ メディア・リターン講座（市内中学1年生対象） ④ 職員研修（2回） ⑤ 出前講座（デートDV防止講座中3全校）（事業所・地域）	-	A	A	A
193再掲	市役所におけるポジティブ・アクションの推進	始良市男女共同参画推進条例第2条第2項（積極的改善措置）に則り、職員の女性を対象に政策形成の力量形成を図る研修の情報を提供するとともに、市役所における職種・職域・職階の性別による偏りを改善するためのポジティブ・アクションの実施に向けて、各種法令等を踏まえて調査研究を行います。	総務課	女性リーダー研修等の受講の推進を図った。また、女性活躍推進法にかかる特定事業主行動計画の策定を行った。	宿泊を伴う研修参加に対し、家庭の都合（子どものこと等）により敬遠される傾向がある。	女性職員に特化した研修等の受講の推進を引き続き行う。また、女性活躍推進法にかかる特定事業主行動計画の進捗管理を行う。	-	B	A	A
			行政管理課	「人材育成方針」に基づき、職員の能力を伸ばす研修等の実施により、市職員としての意識改革等に努めるとともに、管理能力や政策形成能力などの能力開発に努めた。 今後も質の高い行政サービスの提供及び女性職員の登用において、職員の士気の向上と組織の活性化を図っていく。	女性職員の比率は、年々改善されているが、女性の管理監督者が少ない。 女性職員の職場を限定することなく、すべての部門への進出・配置を検討する必要がある。	女性管理職登用の基礎づくりのための能力開発に努める。	-	B		
			消防総務課	新消防庁舎建設事業において、女性消防職員の採用を考慮した設計を建築住宅課と消防本部で協議し平成27年3月20日に完成。（消防本部、中央消防署、通信指令室の更衣室・仮眠室・浴室・洗面所・トイレ等の設置） 新消防庁舎において、設備等の維持管理を行う。	女性が使用するという点での室内装飾、休養スペース、暗証番号キー等によるプライバシーの確保が出来た。 また、今後は女性職員増及び異動等を考慮し、始良・蒲生分遣所の改築が今後の課題となる。	引き続き新消防庁舎において、設備等の維持管理を行う。（消防本部、中央消防署、通信指令室の更衣室・仮眠室・浴室・洗面所・トイレ等）	A	A		
197	女性のためのエンパワメント研修の実施	女性が政策・方針決定過程に参加するため、各種団体等の女性を対象に「エンパワメント」の理念を踏まえた研修を実施します。	男女共同参画課	・他市で開催される研修会に参加し、情報収集を行った。 ・始良市男女共同参画推進講座でエンパワメントに関するテーマを掲げ、実施した。	広報の仕方を検討する必要がある。	今年度は推進講座の一部ではなく単発の講座として開催し、よりニーズに沿った講座にした。	A	A	A	A

【重点的に取り組むこと】

7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
198	審議会委員等への女性の参画の拡大	審議会等委員の参画に関する女性比率の現状等を調査し、関係機関や団体等への女性の参画を促します。	総務課	特別職報酬審議会の開催にあたり、審議会委員9名のうち3名を女性委員とした。	審議の中で、女性経営者としての意見や子育て環境についての視点等による意見が出されるなど、いわゆる市民目線の議論が行われた。	継続実施を予定している。		A	A	A
			行政管理課	◇市長から諮問された第2次（平成28年度～平成32年度）行政改革大綱等について審議する行政改革推進委員会の設置にあたり、全委員数9人のうち、女性委員3人を識見委員として選任した。（27年度は5回開催）	全庁的な取組みとして、会議の公開、委員の公募、女性委員の比率増に努める。	各種審議会等、女性委員の比率増に努める。	A	A		
			子ども政策課	要保護児童対策協議会を年1回開催している。女性委員は1人（全15人）である。	委員構成が充て職となっている。	要保護児童対策協議会を年1回開催している。女性委員は1人（全15人）である。	C	C		
			保険年金課	始良市国民健康保険運営協議会を2回開催した。委員13名中女性委員2名		平成28年度は、委員改選が行われるため、女性委員の数を増やす	-	A		
			健康増進課	・始良市健康づくり審議会（女性委員5人/15人中） ・始良市健康増進計画策定委員会（女性委員8人/13人中） ・始良市健康づくり推進検討委員会（女性委員24人/31人中） ・始良市献血推進対策協議会（女性委員4人/40人中）		継続実施（始良市健康増進計画策定委員会を省く）		-		
			都市計画課	都市計画審議会委員数11名中女性委員数2名 開催回数 1回	各分野から委員を選出することとしているが、専門分野における女性の専門家が少ない。	時期改選時に公募委員を含め、女性委員の比率増に努める。	B	B		
			教育総務課	教育委員会外部評価委員会 ・教育に関する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し公表する。 ・平成27年度は、2回開催した。 ・委員5人のうち2人は女性である。	外部評価委員の選考は、教育に携わる広い分野からの選考並びに性別の構成を配慮した選考を行うことで、多様な意見集約ができた。	平成27年度と同様の取組を行う。	B	A		

【重点的に取り組むこと】

7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
			社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例委員等の委嘱に当たって、女性の参画拡大に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育委員…定数15名のうち女性登用9名</li> <li>○公民館運営審議会委員…定数16名のうち女性登用6名</li> <li>○椋鳩十文学記念館専門委員…定数5名のうち女性登用2名</li> <li>○スターランドAIRA運営協議会委員…定数5名のうち女性登用1名</li> <li>○文化財保護審議会委員…定数8名のうち女性登用1名</li> <li>○歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員…定数7名のうち女性登用1名</li> <li>○生涯学習推進会議委員…定数30名のうち女性登用9名</li> </ul> </li> </ul>	・審議内容の充実と活性化が図られている。	・今後も積極的に審議会等委員における女性の参画拡大に努める。		A		
			図書館	1 図書館協議会(図書館長の諮問に応じて、図書館の運営に関する事項を調査審議する。年2回) 委員9人中女性委員6人	協議会においては、女性の視点からの意見や提言等が出された。			A		
199	各種団体への女性の参画拡大の支援	女性の能力が発揮されることが、各種団体の活動の活性化に不可欠という醸成を図りながら、女性のエンパワーメントに向けた研修等の情報を提供します。	男女共同参画課	・他市で開催される研修会に参加し、情報収集を行った。 ・始良市男女共同参画推進講座でエンパワーメントに関するテーマを掲げ、実施した。	広報の仕方を検討する必要がある。	今年度は推進講座の一部ではなく単発の講座として開催し、よりニーズに沿った講座にした。	A	A	A	A
200	女性の人材リストの整備	女性の人材等に関する情報を収集し、各課が所管する審議会等の委員の委嘱時に活用します。	男女共同参画課	各課所管の審議会・委員会の女性の名簿を提出してもらい、整備を行った。	各課における女性の東洋に関する情報が共有されていない。	各課における女性の東洋に関する情報が共有されていないため、人材バンクの活用を関係課と検討する。	A	B	B	B
180再掲	メンター制度の確立に向けた調査・研究	女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談にのり、助言を与えてくれるメンター制度の確立に向けて、女性は「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を図るためのメンター制度を設けている自治体について情報を収集・研究します。	総務課	新規採用職員研修のカリキュラムに、先輩職員を講師とした、本人の経験に基づくワークライフバランスについての説明を盛り込んだ。	具体的に目標としようとする職員を身近に感じることによって、ワークライフバランスの大切さを感じることができた。ただし、研修内容が仕事とプライベートのバランスのみに傾倒することのない様に注意する必要がある。	現時点で「メンター制度」の導入に向けた準備は行っていない。	-	B	未	B
201	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育・社会教育の場におけるPTA活動等、役員への女性の参画の促進について働きかけを行います。	学校教育課	1 協働で子育て・人づくりを進めるPTA活動の充実 2 各種委員会等への女性委員の登用促進	1 各学校において、女性も含めたPTA役員等が選出されている。(※詳しくは社会教育課主管) 2 各種委員会等における女性委員の登用・委嘱を促進した。	1 協働で子育て・人づくりを進めるPTA活動の充実 2 各種委員会等への女性委員の登用促進	A	A	A	A
			社会教育課	・市PTA連絡協議会総会・理事会等の機会における啓発	・単位PTA会長や役員等への女性の参画が顕著となってきている。	・次年度も、今年度同様に設定できるようにする。	B	A		

【重点的に取り組むこと】

7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
202	審議会等委員の公募制の導入	審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図ります。	商工観光課	平成26年3月に策定された「始良市観光おもてなし計画」の前期2か年の検証と後期3か年の見直しを行うため、平成28年3月28日に開催。平成27年度 開催回数1回	女性の登用に関しては、ある一定の成果を得ることができた。今後は、幅広い方からの意見を聴取するためにも、委員の選定方法に関しては検討していく。	委員の公募に関する検討を行えるように配慮していきたい。	-	B	B	A
			男女共同参画課	・男女共同参画審議会委員・・・公募枠2名（平成28年11月改選）	・男女共同参画に関する事業について、多様な人材からの意見を聞くことができる。	平成28年11月改選（2名公募）		A		
			保険年金課	平成27年度は、該当なし 平成28年度に国保運営協議会委員の改選		各機関へ女性候補者の推薦をお願いする。	-			
			健康増進課	該当事例なし		C				
10再掲	市職員研修の実施	住民生活に係る施策の立案から実施を行う市職員の男女共同参画意識は、その施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすため、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施します。	総務課	各階層ごとの研修（新規採用職員、新任役職研修など）のプログラムの中の1つとして組み込まれている。性差による職員能力の差はなく、等しく研修による能力開発が行われている。			B	A	A	A
203	地域における方針決定過程への女性の参画の拡大	意欲ある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な研修の実施・支援を行います。	男女共同参画課	市が主催する男女共同参画推進講座の開催を周知し、意欲ある女性に研修する場を設けた。	新規受講者の獲得が難しい。	男女共同参画についての講座内容をさまざまな方が受講しやすいものを検討し、実施する。	A	A	B	A
204	農業関係分野における女性の参画の拡大	女性農業委員や農業組合等の女性役員の登用について選出母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進します。	農政課	①本市の女性農業者：岩元律子氏が県女性農業経営士に認定された。 ②市農業再生協議会会員に女性農業者団体と女性農業経営士の代表者を登用した。	各種審議会・協議会の委員構成において、充て職が多いため、女性の登用が課題となっている。	市農業振興地域整備促進協議会、市農林業労働者災害共済運営審査会の改選時に女性の登用について、各団体へ啓発を行う。	A	B	A	B
			農業委員会	・県女性農業委員の会総会・研修会に2名参加（H27.09.01 指宿市） ・始良・伊佐地区女性農業委員の会研修会に2名参加（H27.12.08 始良市）	・研修会等では、他市町村の女性農業委員との交流や情報交換を行った。また、女性ならではの視点や感性を生かし市の女性農業者の相談役となるなど農業普及啓発活動を行っている。	・引き続き、女性農業委員や農業組合等の女性役員の登用について、選出母体となる地域や各種団体に対する普及・啓発等の働きかけを推進し、研修会への参加を促す。 ・女性農業者への農業普及活動の充実を図る。	B	B		
179再掲	家族経営協定の締結の促進	生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結を推進します。また、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	農政課	家族経営協定の締結：2家族	特になし	家族経営協定の締結促進	B	B	A	B

【重点的に取り組むこと】

7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
20再掲	各種講座・事業等の開催日時の配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業等に参加しやすいよう配慮します。	男女共同参画課	・男女共同参画推進講座を土曜日に開催し、託児を計画して、子育て世代の方が参加しやすい環境を整えた	・男女共同参画推進講座の開催時間について、検討が必要	・男女共同参画推進講座（3回）実施	-	A	A	A
			保険年金課	各種教室の開催状況 ①ゆっくり水中運動教室 （12回開催 受講者延べ230人・内女性188人 81.7%） ②チャレンジスリム教室 （24回開催 受講者延べ307人・内女性283人 92.2%） ③なるほど健康塾 （6回開催 受講者延べ147人・内女性125人 85.0%） ④お試し健康セミナー （2回開催 受講者延べ37人・内女性34人 91.9%） ⑤お口の健康セミナー （1回開催 受講者延べ12人・内女性11人 91.7%）			-	A		
			健康増進課	・健康教育の実施 ・出前講座「季節ごとの健康管理」「栄養講座」「口腔ケア」など（47回/1,407人） ・ロコモティブシンドローム講座（6回/132人）	健康づくりに関する情報を幅広い年齢層に提供し、意識高揚を図ることができた。	継続実施	-	A		
			社会教育課	・各種講座・事業等の企画段階において、参加しやすさへの配慮に対する情報共有と共通理解の機会を設定する。	・出された要望等については、適宜改善を加えられるようにしていく。	・次年度も、今年度同様に設定できるようにしていく。	-	A		
205	女性の新規就農への支援	就農希望者に対する情報提供、相談活動など女性の新規就農希望者の就労とのマッチングを推進するなど男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農政課	女性の新規就農希望者の就農相談に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援及び啓発を行った。	特になし	平成27年度に就農した女性農業者に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援（技術指導、経営指導等）を行う。	-	B	未	B
206	コミュニティビジネス等における女性の参画拡大	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。	男女共同参画課	未実施	・商工会主催の行事に参加し、女性の参画についての啓発を行う。	・商工会主催の行事等の日程を把握し、出前講座などの女性の参画について啓発を行う。	-	C	未	C

【重点的に取り組むこと】

7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
207	防災分野における女性の参画の拡大	被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災・防火の取り組みに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることから、防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。	危機管理課	始良市防災会議の委員に、男女共同参画推進委員の会長を委嘱し、市地域防災計画に女性の意見を反映させた。	始良市地域防災計画の改訂にあたって、男女共同参画推進委員の意見聴取を基に改定したが、今後、複数の女性委員を防災会議の委員に委嘱し、様々な意見を反映させるように努める。	始良市防災会議を年2回開催し、女性の参画を拡大し女性に意見を反映するとともに、男女のニーズの違いを把握した内容の地域防災計画の改訂に努める。	B	B	B	B
			消防警防課	女性消防団 平成23年5月18日に女性消防団を結成し、女性視線で防災・防火に取り組んでいる。 ・年2回の全大会で活動内容を決定。 ・高齢者の一人暮らし宅を訪問して住宅火災警報器や、始救キットの設置促進 ・学童や、始良市の催しに参加し、防災・防火指導 ・消防操法訓練	女性での一人暮らしの高齢者宅訪問なことから、居留守等の訪問拒否が減った。また、IQキットの普及増が図られている。 平成29年に女性消防団の消防ポンプ操法が実施されますが、女性消防団用の小型ポンプ等の資機材が未整備である。	女性消防団の小型ポンプ整備 今年度事業の継続	B	B		
男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）		○女性の登用目標値30%に到達するよう各課取り組みを進めるよう周知されたい。								
男女共同参画推進委員会 評価コメント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的な取り組みとして、会議の公開、委員の公募、女性委員の比率を目標値30%到達に向けて取り組んでほしい。</li> <li>・委員構成が充て職となっている場合、広く市民の意見を聴くという観点から検討が必要ではないか。</li> </ul>								
男女共同参画審議会 評価コメント										

【重点的に取り組むこと】 8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
1再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。	男女共同参画課	1. 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） 2. 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 3. メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） 4. 職員研修（2回） 5. 出前講座（デートDV防止講座 3校）（社会教育学級 4回）（議会 1回）（教職員 1校）（事業所 1ヶ所）（保育協議会）	・多様な方に受講できる環境を整えることができた（託児） ・新規の参加者や男性の参加者への呼びかけの工夫が必要	① 市報による啓発（ダイアログカフェと題し、毎月男女共同参画に関する情報提供） ② 男女共同参画基礎講座受講（県主催年4回）推進講座開催（市主催年3回）の周知・啓発 ③ メディア・リテラシー講座（市内中学1年生対象） ④ 職員研修（2回） ⑤ 出前講座（デートDV防止講座中3全校）（事業所・地域）	-	A	A	A
2再掲	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	地域において男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識が醸成されるよう、自治会や家庭教育学級、職場等誰もが参加しやすい住民の身近な場所で開催します。	男女共同参画課	1. 男女共同参画職員研修（年2回実施） 2. 男女共同参画出前講座 始良地区保育協議会職員研修 ・市議会議員へメディア・リテラシー講座 ・教職員へのメディア・リテラシー講座 ・社会教育学級での啓発講座	・職員研修を総務課と共同で開催し、多くの参加があった。 ・出前講座や推進講座の周知の方法を検討する必要がある。	・地域における出前講座の実施	A	A	A	A
208	男性の地域活動参画への支援	家庭や地域において、男性がいきいきと円滑に参画するための講座を行います。その際、地域活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくり研修を実施します。	男女共同参画課	・未実施	・校区コミュニティを活用し、地域における男女共同参画の啓発を行う。	情報収集を行い、広報誌やホームページを利用し啓発を行う。	-	C	未	C
209	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	地域におけるボランティア活動やNPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されてるよう、固定的な役割分担意識に基づく運営を見直し、情報や研修機会を提供します。	地域政策課	NPO法人や各種任意団体等が主体となって実施するイベントや行事等を、広く市民にお知らせするために市広報紙への掲載を実施。	広報紙への掲載を積極的に実施したが、参加者が限られた者だけになる傾向がみうけられた。	広報紙だけではなく、来年春季開局予定のコミュニティFMでも広く市民に周知し、地域間交流や地域の活性化、男女共同参画社会への理解と協力を呼びかけ、共生協働のまちづくりを推進していく予定である。	B	B	B	B
210	高齢者活動の推進	地域において高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して世代間交流や地域文化の伝承活動を推進します。その際、高齢者のいきがづくりを推奨します。	社会教育課	各地区の事業において、子どもたちとの交流を図るまつり、十五夜、鬼火焚きなどの世代間交流が展開され、市から補助金を交付した。 始良地区・・・校区青少年育成協議会 1校区126,000円 蒲生地区・・・各地区公民館による世代間交流事業 1地区36,000円 加治木地区・・・各校区公民館による青少年育成事業 1校区112,000円		・今後も高齢者と子どもとの交流活動の機会設定を通じて、高齢者の生きがいがづくりに努められるようにしていく。	B	A	A	A



【重点的に取り組むこと】 8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
151再掲	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築に向けて、そのあり方について調査研究します。	地域政策課	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティのために、これまでの各地域の歴史や風土を踏まえ、あらゆる地域組織から構成し、地域の独自性を持った「校区コミュニティ協議会」を各校区に設立した。	地域コミュニティの構築は一長一短にはいかないが、新たな地域コミュニティ組織の設立により、少しずつではあるが多種多様な生活形態や地域の課題解決等に取り組める基礎ができた。	男女共同参画や人権問題の研修会や講座等への参加を各コミュニティ協議会に呼びかける。		B	未	B
211	家庭教育を支える地域ネットワークの構築	家庭教育等における男性の参画を促進し、家庭教育を支える地域のネットワークの構築や地域の活動を担う人材育成の普及を図ります。	男女共同参画課	未実施		関係機関と連携して、情報収集を行い、啓発活動を行います。	-	C		
			社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「始良市子育て手帳」の作成と配布 →家庭教育支援として、子育てに迷ったときの手引書的なものとして、幼児期、小学校下学年、小学校上学年、中学校の4年年齢期ごとの子育て手帳を配布した。</li> <li>講師・研修先一覧表の改訂 →家庭教育学級等における講師人材などを収めた講師・研修先一覧表を作成し、すべての学校に配布した。</li> <li>SSVC家庭教育サポーターによる家庭教育学級等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「始良市子育て手帳」を作成し、配布した。</li> <li>SSVC家庭教育サポーターによる家庭教育学級等への支援を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「始良市子育て手帳」の活用</li> <li>SSVC家庭教育サポーターによる家庭教育学級等への支援</li> </ul>	B	A	A	A
212	地域による学校支援事業	地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するため、学校施設を地域コミュニティの拠点として地域住民や子どもたちに開放し、多様な学習に対応します。	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>SSVC（スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター：学校支援）事業 →学校教育関係者の負担を軽減し、学校教育現場の一端を地域住民が分担しながら支援するため、地域の人材を学校へ派遣する調整を担う役割のスクール・サポート・ボランティア・コーディネーター（SSVC）事業を進める。（各中学校区にコーディネーター1人、各小学校区にサブ・コーディネーター1人を配置）</li> </ul>	校区の実情に応じた支援体制づくりを考慮していく必要がある。	今後もSSVC事業の趣旨を一層定着できるようにしながら充実を図っていく。	B	A	A	A
213	地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進	公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域における課題解決や実践的活動に関する情報を収集・提供・共有を行い、男女共同参画の推進を図ります。	男女共同参画課	自治会での役員会に参加し、男女共同参画社会に周知し、関係資料等を配布した。	自治会活動において、性別役割分担意識の気づきが必要である。	自治会などに対し、継続した啓発活動に取り組めるよう検討する。	A	B	A	B
214	地域活動を行っている団体とのネットワークの構築	男女共同参画の視点を踏まえ、NPO等の地域活動を行っている団体等とのネットワークの構築・連携を図ります。	地域政策課	NPO法人からの情報提供及び広報紙への情報掲載等（随時掲載）	限られたNPO法人だけが、NPO法人の本来の目的である地域との共生や積極的な地域活動支援を行っていた。	地域活動支援や地域との共生協働の推進を行うようNPO法人への指導や助言を実施。	B	B	B	B

【重点的に取り組むこと】 8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
215	地域活動への多様な人々の参加の促進	男女ともに多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、男女がより活発な活動を展開できるよう推進します。	男女共同参画課	自治会の役員会の中で、男女共同参画社会についての情報を提供し、性別に関わりなくお互いを尊重し合える組織づくりについて話をした。	自治会など地域活動における男女共同参画の啓発活動について、より広く市民への情報提供が必要である。	自治会等における男女共同参画の啓発について、多くの市民への情報提供の場を設ける。		A	B	A
			保険年金課	該当事業なし						
			健康増進課	・健康づくり推進員（50人） ・運動普及推進員（10人） ・食生活改善推進員（45人）		平成28年度より、健康づくりコーディネーターとして、市内全校区コミュニティ協議会に50人を配置。		-		
216	地域における防災・防火活動の促進	市民が災害や防災・防火について意識し、被害を軽減できるよう、男女共同参画の視点に立った自主防災・防火組織の充実を図ります。	危機管理課	自主防災組織を組織する自治会が、男女共同参画の視点を取り入れた規約等を策定できるよう助言を行った。	自主防災組織等の中で、女性の参画を進めるため、市民に対する防災講話などで女性の役割の重要性について積極的に訴えていく必要がある。	自主防災組織等への女性の参画を推進するため、防災講話等で男女共同参画の推進を訴えて行く。	A	B	A	B
			消防予防課	1 防火管理者資格取得講習会の実施（3回） 防火管理者の育成を目的に、事業所において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者に消防本部が主体となり実施（受講者90名、うち女性11名）  2 防火協会各種行事等の実施（消火技術競技会、普通救命講習会、防火講演会、防火ゴルフ大会、防火ボウリング大会） 防火に関する意識の高揚及び安全・安心な社会作り等を目的に、外郭団体の始良市防火協会が主体となり会員事業所の従業員等を対象に実施（延べ120名中、うち女性31名）  3 婦人防火クラブ活動（通年） 火災予防知識の習得及び地域への協力体制の確立等を目的に、婦人防火クラブを結成し研修会への参加や住宅用火災警報器設置推進活動など年間を通し活動（増田婦人防火クラブ員17名）		1 防火管理者資格取得講習会の実施 2 防火協会各種行事等の実施 3 婦人防火クラブ活動	B	B		

【重点的に取り組むこと】 8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
217	地域の活性化のための女性による起業、コミュニティビジネスの展開	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。	商工観光課				-	-	B	A
			男女共同参画課	未実施	・女性起業家を目指す市民に向けたセミナー等の実施を検討。	女性の起業についての情報収集を行い、広報誌やホームページで周知する。	-	C		
			農政課	女性農業者団体ファーム・ミズあいらによる研修 平成28年3月28日 講演：家族で働く農業について 講師：高崎 恵	家族経営協定についての理解と促進が図られた。	男女共同参画をテーマとした研修会の実施。	-	A		
218	コミュニティ助成事業の推進	コミュニティ活動の活性化と住みよいまちづくりを推進するため、コミュニティが実施する活動事業への支援を行います。	地域政策課	自治会など地域のコミュニティ組織が、地域の連帯感に基づき実施する活動等に対し、直接必要な施設の整備等を支援する ■一般コミュニティ助成事業 平成27年度…白浜自治会（ボランティア用品の購入など） また、活性化と住みよいまちづくりを推進するために、自治会へは自治会活動交付金を、校区コミュニティ協議会へは、校区コミュニティ協議会運営補助金を交付し支援を行う。	住民が参加する地域活動において、自治会やコミュニティ組織で差があり、地域の連帯感も希薄となっているケースが見受けられるが、地域のコミュニティの活性化や住みよいまちづくりの一助となった。	次年度も活性化と住みよいまちづくりを推進するために、同様の支援を行う。	A	B	A	B
219	地域づくり活動の手法を学ぶセミナー	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動のリーダーに対して、男女共同参画の視点からの地域運営についてのセミナーを実施します。	地域政策課	平成27年度 事業中止			-	-	未	未

【重点的に取り組むこと】 8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
20再掲	各種講座・事業等の開催日時の配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業等に参加しやすいよう配慮します。	男女共同参画課	・男女共同参画推進講座を土曜日に開催し、託児を計画して、子育て世代の方が参加しやすい環境を整えた	・男女共同参画推進講座の開催時間について、検討が必要	・男女共同参画推進講座（3回）実施	-	A	A	A
			保険年金課	各種教室の開催状況 ①ゆっくり水中運動教室 （12回開催 受講者延べ230人・内女性188人 81.7%） ②チャレンジスリム教室 （24回開催 受講者延べ307人・内女性283人 92.2%） ③なるほど健康塾 （6回開催 受講者延べ147人・内女性125人 85.0%） ④お試し健康セミナー （2回開催 受講者延べ37人・内女性34人 91.9%） ⑤お口の健康セミナー （1回開催 受講者延べ12人・内女性11人 91.7%）			-	A		
			健康増進課	・健康教育の実施 ・出前講座「季節ごとの健康管理」「栄養講座」「口腔ケア」など（47回/1,407人） ・ロコモティブシンドローム講座（6回/132人）	健康づくりに関する情報を幅広い年齢層に提供し、意識高揚を図ることができた。	継続実施	-	A		
			社会教育課	・各種講座・事業等の企画段階において、参加しやすさへの配慮に対する情報共有と共通理解の機会を設定する。	・出された要望等については、適宜改善を加えられるようにしていく。	・次年度も、今年度同様に設定できるようにしていく。	-	A		
51再掲	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。	男女共同参画課	・デートDV防止啓発活動として、市内の中学校、高校で「デートDV防止」の出前講座を実施した（中学1校・高校2校）	・正しい情報の提供が行えた。		A	A	A	A
			社会教育課	・市青少年育成市民会議の運営（再掲） →青少年育成部会、家庭部会、環境部会の3部会構成 →子どもや高齢者の見守り活動推進 ・市校外生活指導連絡会の運営 →年3回の連絡会開催と校外補導活動の実施	・校区コミュニティ協議会等、関係機関との一層の連携推進を図る必要がある。	・市青少年育成市民会議と市校外生活指導連絡会が中心となり、自治会や学校、PTA、事業所等が情報を共有しながら、連携した防犯活動に取り組む。	B	A		
220	協働による地域づくりを進めるための研修の実施	多様化する地域課題解決に向けて、行政を始めとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、行政職員や住民、NPO、自治会等を対象にした研修を実施します。	地域政策課	平成27年度事業中止				-	未	未

【重点的に取り組むこと】 8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
221	避難所整備事業	災害時に援護を要する者にやさしい避難所となるよう、人・物の整備を行います。	危機管理課	指定避難所の見直しと、新たに指定緊急避難場所を追加し災害時の避難体制の充実を図るとともに、非常用発電機等を避難所に配備した。	各避難所には最低限の生活に必要な物資等が十分整備されていない状況であるため、要配慮者が快適な避難生活が送れるよう避難者に必要な資機材を年次的に整備を図る。	避難所で必要な資機材整備について課内検討を行い、年次整備計画を策定し段階的な整備を図る。	B	B	C	B
男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）		○地域課題を解決するためには「協働」が不可欠であり、そのためには男女共同参画意識が重要になるため、地域コミュニティでの研修を図ってほしい。								
男女共同参画推進委員会 評価コメント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会などに対し、性別役割分担意識の気づきが必要である事から、継続した啓発活動に取り組まれるよう検討をお願いしたい。</li> <li>・自主防災組織等への女性の参画を推進するため、防災講話等で男女共同参画の推進をお願いしたい。</li> <li>・各審議会委員については、様々な視点から審議会に最適な人材の選定をお願いしたい。</li> </ul>								
男女共同参画審議会 評価コメント										

【重点的に取り組むこと】 9. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価	
							H26	H27	H26	H27
222	国・県・近隣自治体・関係機関等との連携	国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の男女共同参画週間の啓発（ポスター掲示、広報誌を利用したの広報）</li> <li>県の男女共同参画基礎講座への参加</li> <li>鹿児島県男女共同参画週間事業への参加および広報</li> <li>県の男女共同参画事業の広報誌やホームページによる啓発や参加呼びかけ</li> </ul>	近隣市町村の担当者同士が連携が取れている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の男女共同参画週間の啓発（ポスター掲示、広報誌を利用したの広報）</li> <li>県の男女共同参画基礎講座への参加</li> <li>鹿児島県男女共同参画週間事業への参加および広報</li> <li>県の男女共同参画事業の広報誌やホームページによる啓発や参加呼びかけ</li> </ul>	A	A	A	A
223	男女共同参画審議会の機能発揮に係る事務の推進	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況について評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。	男女共同参画課	男女共同参画審議会の開催 ・ 始良市男女共同参画基本計画の進捗状況についての協議	審議会委員の委嘱について、多様な方に参画してもらうための有識者の確保の検討を図る。	始良市男女共同参画基本計画に基づく平成28年度事業の進行管理についての審議	A	A	A	A
224	男女共同参画推進委員会の機能発揮	市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進委員会の機能の発揮を図ります。	男女共同参画課	男女共同参画推進委員会の開催	男女共同参画についての理解の深化を図るための研修が必要である。	始良市男女共同参画基本計画に基づく平成28年度事業の進行管理の内部評価の実施	A	B	B	B
225	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進委員会」の機能発揮のため事務局機能を果たします。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌に男女共同参画社会についての記事（ダイアログカフェ）を毎月掲載し、啓発活動を行った。</li> <li>男女共同参画推進講座を開催し、啓発及び学習の機会を提供した。</li> <li>県が主催する講座について、広報誌やホームページを利用し情報提供を行った。</li> <li>女性弁護士による無料法律相談を実施し、相談の充実を図った。</li> <li>女性相談を実施し、自分らしく生きるための助言を行った。</li> </ul>	事業の立案及び実施を行う職員の男女共同参画の視点を深めるための職員研修を実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌に男女共同参画社会についての記事（ダイアログカフェ）を毎月掲載し、啓発活動を行う。</li> <li>男女共同参画推進講座を開催し、啓発及び学習の機会を提供する。</li> <li>県が主催する講座について、広報誌やホームページを利用し情報提供を行う。</li> <li>女性弁護士による無料法律相談を実施し、相談の充実を図る。</li> <li>女性相談を実施し、自分らしく生きるための助言を行う。</li> </ul>	A	A	A	A
226	「男女共同参画基本計画」の着実な進行管理	「男女共同参画基本計画」に位置付けた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、始良市男女共同参画推進条例に基づき進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。	男女共同参画課	始良市男女共同参画基本計画の進捗状況調査を実施し、男女共同参画推進委員会で検討後、審議会に諮った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課や各係からの報告が男女共同参画の視点に基づいていない場合がある。</li> <li>実施している事業が男女共同参画事業であるとの認識がない。</li> <li>職員の男女共同参画についての理解をより一層深める必要がある。</li> </ul>	始良市男女共同参画基本計画に基づく進行管理の実施。	A	A	A	A
227	調査研究、情報収集の提供	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況についての評価を行うなど審議会の機能を十分発揮できるよう努めます。形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供します。	男女共同参画課	国が実施する市町村における男女共同参画に関する取り組み状況及び女性の公職参加状況調査により、始良市の実態把握に努めた。	性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、地域における慣行の見直しやしきたりについての調査が必要である。	地域への出前講座を実施し、実態調査を行い、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動を行う。	-	C	B	C

【重点的に取り組むこと】 9. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	平成27年実施事業	事業の成果・課題	課題解決に向けた次年度の取り組み	担当課評価		一次評価		
							H26	H27	H26	H27	
228	施策の策定等に当たっての配慮	男女共同参画の形成の促進に直接的に関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。市が施策を企画立案し、事業を実施するに当たっては、男女共同参画の視点に配慮します。	男女共同参画課	・実施計画のヒアリング時、すべての課に対し、男女共同参画の視点での事業実施、計画の立案を依頼した。 ・審議会や委員会への女性の登用について積極的な取り組みを依頼した。	・男女共同参画の視点の理解が難しい ・職員の男女共同参画に対する認識に差がある。	男女共同参画が総合行政であることを踏まえ、全職員への理解を深めるために職員研修時に情報提供を行う。		B	B	B	
			保険年金課	該当事業なし							
			健康増進課	該当事例なし						C	
229	男女共同参画に関する人材育成	男女共同参画に関する幅広い知識や実践的な技術等を体系的にまとめたプログラムにより、職員の人材育成を支援します。	男女共同参画課	・県主催の男女共同参画基礎講座を案内し、学習の場を提供。始良市男女共同参画推進講座を実施し、人材育成を行う。	・新規受講者が増えたが、男性の人材育成が難しい。	継続して、研修会を開催する。	-	A	未	A	
230	申出への対応体制の整備	始良市男女共同参画推進条例第13条に基づき、市への苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	男女共同参画課	・男女共同参画に関する市への苦情については、適切な対応ができる体制をとっている。		市民等からの申出については、関係機関と協力して、適切な対応にあたる。	-	A	未	A	
男女共同参画推進委員会 評価コメント（昨年度）		○着実な進行管理を図るため、職員に対し男女共同参画の視点についての研修を実施されたい。									
男女共同参画推進委員会 評価コメント		男女共同参画が総合行政であることを踏まえ、全職員への理解を深めるため、継続した職員研修を行ってほしい。									
男女共同参画審議会 評価コメント											